

オスマン帝国末期イスラーム法官の4類型* — 法官組織に見る社会移動 —

秋 葉 淳
(千葉大学)

Social Origins of the Late Ottoman Sharia Judges: Some Observations on Mobility and Integration

AKIBA, Jun
Chiba University

This article focuses on the social and educational backgrounds of the judges of Sharia courts in the late Ottoman Empire, making a quantitative analysis based on the personnel records kept in the Archives of the İstanbul Müftülüğü. The collection of personnel records contains the curricula vitae of *ulema* serving at salaried posts from 1892 onwards. 295 personnel files of judges were selected from the collection as the sample for this study. The analysis of the birthplace of judges reveals that a large number of judges originated from particular regions, namely Istanbul, Ergiri, İbradı and the province of Trabzon.

Not surprisingly, Istanbul (11%) was overrepresented in proportion to its population. Istanbul-born judges were almost exclusively from *ulema* families.

It is notable that about 12% of the sample came from the southern Albanian district of Ergiri (Gjirokastëro). 20% of Ergiri-born judges' fathers were again judges; but the majority had a non-*ulema* background. Notables and landowners were the largest group (37%). As regards their education, more than half graduated from the *Naibs'* College (*Mekteb-i Nüvvâb*). These results indicate that Ergiri-born judges were relative newcomers to this profession, acquiring positions through formal education as well as personal networks.

İbradı in Konya province was another town famous for producing judges. Reflecting its long tradition dating back to the eighteenth century, most İbradı-born judges were sons of judges and trained in a traditional way, through a system of apprenticeship. However, the people of İbradı began to switch careers from the Sharia judiciary to other branches of governmental service, especially to the new secular judiciary and the local administration.

Keywords: The Ottoman Empire, Sharia Court, Ulema, Social Mobility, Education
キーワード: オスマン帝国, シャリーア法廷, ウラマー, 社会移動, 教育

* 本稿は筆者の博士論文(秋葉2003)の第4章の一部を大幅に書き改めたものである。また、本稿の原形となったのは、2000年11月の北米中東学会大会(米国フロリダ州オーランド)における報告(“The Making of a Judge in the Late Ottoman Empire: Some Observations on Social Mobility and Integration”)である。本稿の史料は、主に1998-2000年に平和中島財団奨学生としてトルコ留学中に調査したものである。

There are also significant numbers of judges from Trabzon province in the Eastern Black Sea region, most with relatively modest backgrounds, including those born in villages. Education in Istanbul was crucial for their upward mobility.

The study of the backgrounds of judges can thus contribute to the understanding of the social mobility and integration into the Ottoman bureaucratic mechanism among the Muslim population of the Empire.

はじめに

1. 史料とサンプル

2. 「やむを得ない事情」—イスタンブル

3. 新制度への適応—エルギリ郡

4. 職種の切り替え—イブラードウ

5. 上昇志向の人々—トラブゾン州

おわりに



地図1 1900年前後のオスマン帝国 (バルカン)

凡例 ◎ 州都 □ 独立県の中心地 ○ 県の中心地 ● 郡, 郷

地図作成: 原山隆広・秋葉淳

はじめに

メフメト・フルシト・エフェンディは、1855/56年、黒海東部沿岸地方のアルハヴィ郷のプスクラ村に生まれた。彼本人の記すところによれば、彼の父アーリー・アーは「官吏ではなく、官位もない。名のある人物でもな」かった。メフメト・フルシトは村でコーランや教義提要を学んだ後、村のマドラサ¹⁾でアラビア語文法を習得した。1871年に彼はイスタンブルに赴き、マドラサに登録してファーティフ・モスクの講義に通い、論理学、神学、法源学、哲学、法学などを修めて

免状を得た。そのかたわらナーイブ学院（イスラーム法官養成学校、後述）に1876年に試験を受けて入学し、78年に第3級のイスラーム法官職の資格を得て卒業した。そして81年にアナトリア東部のビトリス州ムシュ県の法官職に就任した。第3級であったため月給も2250クルシュと比較的高かった。2年間の任期を終了した後、引き続きアナトリア、アラブ、バルカンの諸地域で計6度法官職に従事し、1904年11月に死去した²⁾。

メフメト・フルシトは、僻地の村落部に生まれながらも教育を受けることで官職を得て出世に成功した、末期オスマン帝国に少な

からず見られた人々のうちの1人である。彼が職業として選んだイスラーム法官職（シャリーア法廷裁判官職）は、オスマン帝国に初期から存在するものであったが、その組織は19世紀後半には大きな変容を遂げていた。新しい任命と養成の手続をもつ「ナーイブ制度」の存在がなければ、メフメト・フルシトのような出世物語は残されていなかったであろう。

オスマン帝国においては、初期の時代よりイスラーム法官であるカーディーが各都市や町に派遣され、シャリーア法廷を司るとともに、地方行政にも携わっていた。各地のカーディー職が序列化され、マドラサ教授職のヒエラルヒーとともに官職階層制を形成していたことが、オスマン帝国のカーディー制度の著しい特徴である。このカーディー職とマドラサ教授職の階層組織は「イルミエ制度」と呼ばれ、その頂点にはイスタンブールのムフティーであるシェイヒュルイスラームが位置していた³⁾。ナーイブとは、元来カーディーの代理の意味であったが、18世紀に

は代理任命の一般化によってカーディー制度が形骸化したため、それに代わってナーイブを、中央から任命される有給のイスラーム法官とするナーイブ制度が成立したのである。イスラーム法官の官職名は1913年に「カーディー」に変更されるまで「ナーイブ」であった。1864年の「州法」によって地方行政制度の再編が始められた結果として、1871年に、帝国全土の州 (vilâyet)・県 (sancak)・郡 (kazâ) のシャリーア法廷に有給のナーイブが長老府 (Bâb-ı Meşihat, シェイヒュルイスラームの官庁) によって任命されるという原則が確立したことをもって、ナーイブ制度の成立と見なすことができる。ナーイブは5段階の等級によって序列化され、その等級は試験によって認定された。そして、ナーイブ学院 (Mu'allimhâne-i Nüvvâb, Mekteb-i Nüvvâb などに名称変更) という新しい学校 (1855年設立) を通じて法官を養成するシステムが確立した (Akiba 2005; 2003; 秋葉 1998b)。

その一方で、オスマン帝国の国家機構にお



地図2 1900年前後のオスマン帝国（アナトリア）

- 1) 19世紀オスマン朝下のアナトリア、バルカンにおけるマドラサ（イスラームの伝統的学問を教える学校）では、アラビア語文法や論理学といった基礎学問に始まり、後に法学へと進む教育が一般に行われていた。秋葉（1996; 1998a）参照。
- 2) İstanbul Müftülüğü, Meşihat Arşivi, Sicill-i Ahvâl Dosyaları, no. 1908（以下では SA dos. 1908 のように略記する）; Albayrak 1996, 3: 208.
- 3) 古典期のイルミエ制度について、日本語では松尾（1996）を参照のこと。

けるイスラーム法官組織の相対的地位は大きく変化した。帝国の官僚組織が拡大し、地方行政制度も発達したことによって、従来地方の民政の中心的存在だったイスラーム法官の役割は縮小した。さらに、1864年に始まる地方行政改革の一環として、制定法裁判所 (mahkeme-i nizâmiyye) 制度が成立したことによって、シャリーア法廷の管轄範囲も狭められることになった。制定法裁判所の民事法廷の裁判長職は、ナーイブによって兼任されることが通例となったものの、刑事裁判官を始め、検察官、弁護士など新しい司法官僚が形成されていった⁴⁾。

このような新しい制度と環境のもとで、イスラーム法官職の担い手にはどのような変化が見られたのだろうか。彼らは何者であり、どこから来て、どのようにしてイスラーム法官になったのか。また、メフメト・フルシトのような事例はどの程度一般的だったのだろうか。これらの問題、すなわち末期オスマン帝国におけるイスラーム法官の出自に関して、マクロ的視点から考察を加えることが、本稿の主たるねらいである。

オスマン帝国史研究において、シャリーア法廷は近年とくに関心を集めている対象である。90年代以降は、法廷台帳からデータを抽出する従来の社会経済史的アプローチに代わって、法の実践という問題を扱う傾向が強まっている⁵⁾。法官の素性を知ることが、法廷における実践を捉えるうえできわめて重要であることは言うまでもない⁶⁾。このような問題意識から帝国末期のダマスカス出身の

1人の法官に焦点を当てた論文が、Agmon (2004) である。この論文は、マクロ研究である本稿と補完的な関係にある。本稿は法官組織の全体的傾向を明らかにし、個々人の事例をその中に位置づける試みなのである。

イスラーム法官職は、イルミエ制度に属し、またウラマーに固有の職務であることから、本研究はオスマン帝国末期のウラマーの状況に関する一研究でもある。ウラマーは元来イスラームの伝統的学問（とくに法学）を修めた学識者一般を集散的に表す用語である。ウラマーはイスラーム法官、ムフティー、マドラサ教授、イマーム（礼拝導師）、説教師など、ウラマーに固有の職業と見なせる職に従事していることが多いが、商業や農業などそれ以外の職業に携わっていることも少なくない。ただし、オスマン帝国末期においては、たとえマドラサ教育を修めた者であっても、一般文官職のキャリア (mülkiyye) に入り、イルミエ制度上の位階を一般文官職の等級に切り替えてしまえば（イルミエの位階を維持することもできるが）、もはやウラマーとは呼ばれないことが普通であった。いずれにせよウラマーはきわめて多様な集団であり、それを論ずる際にはその多様性に常に注意しなければならない。帝国末期のウラマーの出自や経歴に関して、ウラマーの伝記集成 Albayrak (1996, 1st ed., 1980-81) から500人を抽出して分析した Kushner (1994) があるが、彼はウラマーの職種を区別せずに、つまり母集団の輪郭が不明瞭なまま分析したために、議論に厳密性が欠けている⁷⁾。

4) 制定法裁判所については、*Encyclopaedia of Islam, New edition (EI²)*, s.v. "Mahkama 2," by C. V. Findley, 6: 7-11, Bingöl (1998), Ekinçi (2004), 秋葉 (1998b) などを参照。

5) ここでは、Iris Agmon, Beshara Doumani, Boğaç Ergene, Leslie Peirce, Najwa Al-Qattan などの研究が念頭に置かれている。日本語では、三浦 (1998; 2004) を参照。

6) オスマン朝シャリーア法廷台帳研究の回顧と展望を行った Ze'evi (1998) は、裁判官を研究する必要性を指摘している (p. 53)。

7) 19世紀前半以前については史料上の制約から、伝記集を用いてイスラーム法官を含む高位のウラマーについて出自や経歴の研究がされてきた (Faroghi [Faroghi] 1973; Zilfi 1983a, 1983b, 1988; 今澤 1995)。シェイヒユルイスラームについては、長期的な変化を分析した、Itzkowitz (1969), Itzkowitz and Shinder (1972) がある。

Albayrak (1996) は、本稿が一次史料として用いる、イスタンブル・ムフティー局附属長老府文書館 (İstanbul Müftülüğü Meşihat Arşivi) に所蔵されているウラマーの履歴文書 (詳細は後述) から、任意に 2854 人を選んで各人の履歴を要約したものである。

本稿は、一次史料である履歴文書を直接利用することに特長があり、後述する方法でサンプルとして抽出した 295 人のイスラーム法官を対象にして分析を進める。その分析によってまず明らかになるのは、法官の出身地が特定の地域に偏っていることである。以下に見るように、首都イスタンブル、アルバニア南部のエルギリ (Ergiri) 郡、アナトリア南西部のイブラードゥ (İbradı), そしてメフメト・フルシトの出身地である黒海東部のトラブゾン州という 4 地域出身の法官が、それぞれサンプル全体の 1 割前後を占めている。イスタンブルを除けばどちらかといえば帝国の辺境に位置するこれらの地域の人々が、どのように法官職という帝国の官僚組織に組み込まれ、またそれによって社会的上昇を果たしたのだろうか。本稿はこれら特定の地域の出身者について重点的に検討することとしたい。

エルギリ郡出身のイスラーム法官については、既に Clayer (2000) が Albayrak (1996) を用いてその出自、教育、経歴などを論じている。また、トラブゾン州出身の法官は、同様に Albayrak (1996) に依拠してコーカサス地方出身のウラマーを扱った Toumarkine (2000) の中で分析されている。たしかに両論文の議論は、本稿の第 3, 5 章と重なると

ころも多いが、両論文については、二次史料を典拠とするがゆえの限界と、法官組織全体や他地域との関連の中での位置づけが不十分である点とを指摘することができる。

また、法官組織における地方出身者の存在は、オスマン帝国において官僚機構の発達と教育制度の普及によって住民がより緊密に国家に結びつけられ、そして、従来は国家官僚機構の外部や周縁にいた人々が、拡大する官僚組織の構成員に加わるようになったという現象を示している。すなわち法官組織は、学校制度と官僚組織への参加を通じた帝国臣民の統合と社会移動の問題を考えるためのケーススタディとして格好の対象なのである。

このような観点から本稿と関連する研究として、外務官僚の出自、教育、キャリアについて、ウラマーの履歴文書と同系統の外務官僚の履歴文書を利用した Findley (1989) がある。また、Szyliowicz (1971), Findley (1989: 114-119), Blake (1991), 永田 (2001) は、主に地方行政官を輩出した行政学院 (Mekteb-i Mülkiyye) の卒業生の出自を分析している⁸⁾。Blake (1991) は、シリア出身者に焦点を当てて同地域の名士層の「オスマン化」を論じたものであるが、このほかにもオスマン朝末期アラブ地方史においては、地方名士の出自や経歴を伝記集やシャリーア法廷台帳を利用して調査した研究がある⁹⁾。これらの研究の方法と成果を参照しつつ、本稿はイスラーム法官の出自を明らかにすることで地方社会の住民の統合や移動の問題を考察し、また同時に、帝国官僚機構そして帝国社会の中でのイスラーム法官組織の位置づけを

8) これらは、履歴文書に依拠して編纂された Çankaya (1968-71) に基づいている。ただし、Blake (1991) は、一次史料である履歴文書も活用している。ほかにも、Baltaoğlu (1998) が旧オスマン官僚の履歴文書を用いて、アタテュルク時代のトルコ共和国県知事に焦点を当てている。また、先駆的な研究として、未刊行の伝記集成に依拠して中央及び地方の上級職官僚 1023 人の出自や経歴を分析した Szyliowicz (1975) があるが、対象にあまりに多様な集団が含まれ、対象時期も長すぎたことに加えて、官僚制度の仕組みとの関連づけが弱いことから、分析が不十分になっていることは否めない。なお、現在 Olivier Bouquet が総理府文書館の人事記録簿を利用して帝国末期の「パシャ」の研究に取り組んでいる。

9) Roded 1983; 1986; Yazbak 1995; 1997; 1998.

も明らかにすることを目的としている。

1. 史料とサンプル

本研究の基礎となる史料は、現在イスタンブール・ムフティー局附属長老府文書館に所蔵されているウラマーの履歴関連文書である¹⁰⁾。これは人事を系統的に行い、管理するために作成されたものであり、その履歴資料の管理のシステムは、官僚組織の発達に伴ってまず1879年に一般文民官僚に対して導入され¹¹⁾、1892年に長老府においても採用された(秋葉2003: 115)。履歴文書には、ファイル形式と帳簿形式の2種類がある。最も基本となるのは本人の記入した履歴書(*tercüme-i hâl varakası*)であり、それは他の履歴関連書類(履歴書と同時に提出された任命状や卒業証書の写し、その後作成された年金計算のための職歴と給与の一覧表、嘆願書など)とともに個人別のファイルに収められ、人事ファイル(*Sicill-i Ahvâl Dosyaları*)として管理された(現存総数6386)。他方で各ファイルの内容を要約した人事記録簿(*Sicill-i Ahvâl Defterleri*)が、

職種ごとに大まかに分類して作成された(7巻現存)。

履歴書は時期によって若干形式が異なるが、どれも質問事項が印刷され、質問と回答の欄が枠で分けられている質問票で、通常は本人の直筆で回答が記入されている¹²⁾。質問事項は、本人の名前、父の名前と官職・位階、本人の生年と生地、教育歴、会話及び読み書きで使用する言語、著作、職歴、給与、位階、賞罰など多岐に渡る。履歴書は、出自に関する情報を得るための最も基本的な史料である。この基本史料を含む人事ファイルについては目録(Zerdeci 1998)が作成されているため、それを基本にしてサンプルを抽出した。目録に掲載されている官職名によれば、全6386名のうち、1384名がナーイブまたはカーディーである。まず、この1384人から、リストの上から3人目を起点として順に2人おきに選択し、461名のファイルを選び出した¹³⁾。そしてその中から、郡レベル以上の行政単位のポストにイスラーム法官として就任したことがあり、かつ、人事ファイルの中に履歴書またはその要約が含まれている者295名を¹⁴⁾、分析の基本となるサンプ

10) 長老府文書館所蔵の履歴文書の概略については、Bilici (1995)、Zerdeci (1998)を参照。

11) 一般文官の履歴文書については、とりあえずFindley (1989: 343-355)を参照。

12) 最末期に用いられた二つ折り4頁形式のものを除けば、A3よりもやや大きい用紙が使われている。用紙が不足したために全て手書きのものもある。履歴書の例は、図1に掲載した。Albayrak (1996, 3: 452, Vesika 38)も参照。

13) ファイルは、履歴書を返送してきた州(つまり履歴書作成時の法官の任地)の名前の(アラビア文字の)アルファベット順に大まかに並んでいるが、不規則性も大きい。ファイルの番号は原資料の番号であるが、同一人物のファイルの番号が何度も替えられることもしばしばだった。史料全体から何件かおきにサンプルを抽出することは歴史学では通常とられる方法である(Hudson 2000: 172)。標本の精度に関しては注15を参照。なお、この461人を選び出す際に、1カ所で1名(SA dos. 550, Mahmud Hamdi)を数え忘れてしまったことを告白しなければならない。それゆえ、この箇所でのみ、2人おきにすべきところが3人おきになっているが、このことによって標本に偏りを生じさせはしなかったと考えてよい。

14) ただし、人事ファイルの中に履歴書やその要約が含まれていない場合でも、人事記録簿(SA def. と略記)のほうに記載のある者も採用した。Pristuneli Abdurrahman Sabit (SA dos. 1232; SA def. 5: 76); Ünyeli Mehmed Nuri (SA dos. 1457; SA def. 3: 89)。さらに、以下の2名については、ファイル中に履歴書が残されていないが、Albayrak (1996)に明らかに(紛失した)履歴書に基づくと思われる詳細な履歴情報が記載されていたため、ファイル中の他の資料と照合したうえで、サンプルとして採用した。Mardinli Yusuf Sıdkı (SA dos. 162; Albayrak 1996, 4: 378); Bağdadlı Mehmed Sabit (SA dos. 2931; Albayrak 1996, 3: 302)。

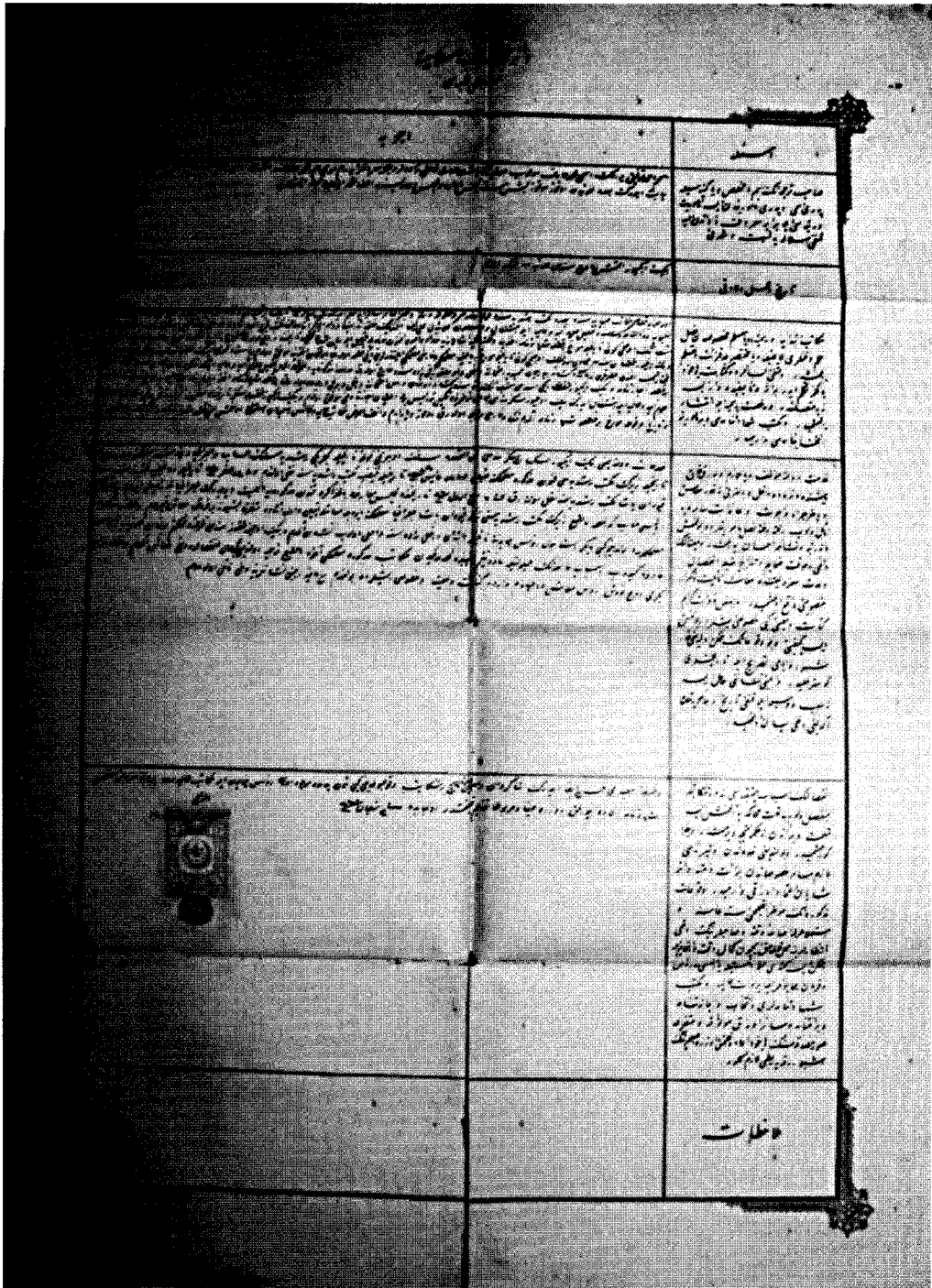


図1 アライエ出身のアフメト・テウフィクの履歴書

1893年2月19日付 (2 Şaban 1310).

SA dos. 1917 (Alaiyeli Ahmed Tefik).

ルとした¹⁵⁾。郡より下位の行政単位すなわち郷 (nāhiye) のナーイブを対象外としたのは、その職が青年トルコ革命以前は長老府の直接管理下になく、また、法廷書記官と同様に郡のナーイブになるための見習いという位置づけがされていたためである。

人事管理方式が1892年に始まったことから、サンプルの295人は1892年現在の現職法官かそれ以後に法官職に就いたことのある人物である(秋葉2003: 115)。この法官集団の特質を通時的に把握するために、各人が法官職に初めて就任した年を4つの時期に区分して分類する。各時期は、法官の採用や任命の制度に変更があった年を区切りとして分けられる。制度に変更があれば、当然採用・任命される集団の傾向にも変化が現れると考えられるからである。

サンプル中で最も古参の法官は1844年に最初の任命があった。それ以後、1864年州法が帝国のほぼ全域に適用された1867年までを第I期とする。1883年12月にナーイブ学院が改組され、定員枠が拡大されたことによって翌年からナーイブ学院の卒業生が増加するので、1868年から1883年までを第II期とする。1908年の青年トルコ革命による

体制変革は、ナーイブ制度にも大きな影響を与えた。1909年9月より大規模な人員整理 (tensik-i umûmî) が長老府でも開始され、ナーイブ学院卒でなく、かつ等級をもたないナーイブは、次に法官職に就くためにはナーイブ学院で試験を受けて等級を得なくてはならなくなった。当時在任中の法官は「人員整理委員会 (Tensik Komisyonu)」によって厳しく審査され、解任されることもあった。同時に、65歳を超えた者も退職を余儀なくされた。これらの結果、以後(郡レベル以上の)ナーイブに新規に採用される者は、ナーイブ学院卒業生であるか、そうでなければ(郡の下の)郷のナーイブ経験者であってイスタンブルで試験に合格した者に限られることになった。また、従来ナーイブ学院には、高位のウラマーの子弟を優遇する特別学級が存在していたが、それも革命直後に廃止された(Akiba 2003: 142-143, 151)。第III期は、これらの改革が効果を現す以前の1909年までとし、第IV期は1910年から、最も新参の法官の採用年である1916年までとする。

以上の時期区分に基づいてサンプルを分類すると、第I期(1844-67)45名、第II期(1868-83)116名、第III期(1884-1909)111

15) 仮にサンプル数を単純に3倍した数885が、履歴書を含む郡レベル以上の法官のファイル数であるとすると、母集団(885)に対するサンプル(295)の調査の標本誤差は4.7%以下である。つまり本稿の295のサンプルは人事ファイル史料群全体の性格をおおむね反映しているものだと言えることができる。人事ファイルには後述のように1892年またはそれ以後の現職法官(郡レベル以上)が含まれているのであるが、同条件の法官全体の総数をナーイブ学院卒業生の実数をもとに試算すると、約3200名という結果になる(法官の勤続年数を30年と仮定し、ナーイブ学院卒業生が法官職への新規参入者に占める割合に本サンプルから得られる数値を応用している)。仮に3200名の法官全体から無作為抽出して誤差を5%以内にするには、344以上の標本が必要となる。しかし、人事ファイル史料群は、実在した法官集団全体を無作為的に代表しているわけではない。履歴書が残存するか否かは必ずしも偶然によるのではなく、少なくとも初任時期が遅いほど履歴書が残りにくいことがわかっている(後述)。そのため本稿では初任時期を区分して分析を行っている。また、本稿では出身地域ごとに分析を進めるため、たしかに各地域の標本数は小さくなり、誤差の幅も当然大きくなる。しかし、出身地別の分析結果(表4)においてはそれぞれ特徴が明瞭に現れているため、悉皆調査によって結論が大きく変更される可能性はきわめて低い。いずれにせよ、本稿ではサンプルの不完全性を十分考慮し、統計上の計算結果だけではなく、ほかの史料やデータからも裏付けをとるようにし、サンプルから得られる数値を絶対視することはしないようにしている。なお、以上の点に加えて、各ファイルに含まれる情報量がきわめて膨大なことと、文書館で電子複写や写真撮影が原則禁止だったことから、人事ファイルの悉皆調査はその労力に十分見合うものとは言えない。

名、第Ⅳ期（1910-16）23名、となる。履歴書の導入は1892年なので、第Ⅰ期の人数が少ないのは理解できるが、第Ⅳ期は絶対数も1年当たりの人数もかなり少ない。その23名をつぶさに検討すると、実に20名がオスマン帝国滅亡以前に死亡し、1名が行方不明になっている。とすれば、第Ⅳ期中に採用され、帝国解体後に生きのびた法官たちの人事ファイルは別の場所、おそらくはトルコ共和国の関係官庁に移管されてしまった可能性が大きい¹⁶⁾。一般に、在職期間は初任時の年齢と関連性があり、初任時の年齢は法官職就任以前の経歴と関係する。実際、第Ⅳ期に17名含まれるナーイブ学院卒業生の平均初任年齢が32.3歳であるのに対し、それ以外の6名（全て郷ナーイブ出身）は44.7歳である。つまり、郷ナーイブ職を歴任してから郡ナーイブに昇進した者が第Ⅳ期に占める割合（26%）は、実態より過大であり、逆に若年で郡ナーイブに就任できるナーイブ学院卒業生の割合（74%）は実態より低くなっているのである。いずれにせよ第Ⅳ期のサンプルは少なく、信頼性が低いため、ナーイブ学院の全卒業生のデータと比較したうえで解釈することとする。第Ⅳ期にはナーイブ学院卒業生が74%をはるかに上回り、ほとんどを占めると推定できるからでもある。なお、第Ⅰ期から第Ⅲ期までのナーイブ学院卒業生の占める割合は、それぞれ20、22、36%であり、1909年まで順調に伸び、第Ⅳ期に急激に増加したことがわかる。

さて、上述したように、イスラーム法官集団の特徴は、その出身地（生地）の分布を見ることができる。まず、表1は出身地を大き

く地域別に分類したものである¹⁷⁾。人口比に対する人数においてはイスタンブル出身者が突出して多いが、イスタンブルの中心性を考慮すれば1割強というのは意外に少ない。それ以外の地域については、バルカン、アナトリア、アラブの三大地域区分からほぼバランスよく輩出されていると言える。ただし時期別に見ると、第Ⅳ期にはアナトリア出身者がほとんどを占めることになり、この点は考察が必要である。

表2、表3は、出身地をより細かく、州別及び郡別に調べたものである。一見して明らかかなように、イスラーム法官の出身地はバランスよく散らばっているどころか、特定の地域にきわめて偏っている。サンプルの半数近くがコンヤ、ヤンヤ、トラブゾン¹⁸⁾の3州の出身である。郡レベルではヤンヤ州のエルギリ郡とコンヤ州のアクセキ郡が際立っており、それぞれの出身者はイスタンブル出身者の数に匹敵する。エルギリ郡出身者のほとんどはエルギリの町かその近隣のリボホヴァ（Libohova）村の出身であり、アクセキ（Akseki）郡の場合はイブラードゥ郷出身者がほとんどである。辺境の町や、郷や村といった小規模の居住地域から、これほど数多くの法官が輩出されていたということは、驚きに値する。これらの地域には法官を生み出すいかなる背景があったのだろうか。表4に見るように、法官の出自（出身階層）は地域によって大きく異なっていたのである。そこで、イスタンブルを初めとして、エルギリ郡、イブラードゥ、トラブゾン州のそれぞれについて分析を加えていくこととしたい。

16) 現に、表に「宗務庁（Diyanet [İşleri Başkanlığı]）に送られた」と書かれた、中身が空のファイルが多数存在する。

17) ここでは、アラブ地域を、1897年の行政区分を基準に、シリア、バイルート、モスル、バグダード、バスラ、ヒジャーズ、イエメン、トリボリの8州と、ゾール、エルサレム、山岳レバノンの3県、及び、マラシュ県を除くアレppo州の占める領域とする。マラシュ県はアナトリアと見なした。以下においても、行政区分は、*Devlet-i Aliyye'nin... İstatistik-i Umûmiyyesidir*; Güran (1997) を参照して1897年の区分を基本とした。

表1 イスラーム法官の出身地域

出身地域	計	第I期 1844-67	第II期 1868-83	第III期 1884-1909	第IV期 1910-16	ムスリム男子 人口 (1906-7)*
イスタンブル	11%	9%	9%	15%	4%	3%
バルカン	22%	27%	26%	19%	4%	14%
アナトリア	50%	51%	45%	47%	87%	65%
アラブ地域	15%	11%	20%	14%	4%	17%
帝国外	2%	2%	0%	5%	0%	-
計	100%	100%	100%	100%	100%	100%
N=	295	45	116	111	23	8,280,000

* Karpát 1985: 168.

表2 イスラーム法官の出身地 (州別)

出身州	計	第I期	第II期	第III期	第IV期
コンヤ	18%	27%	16%	14%	35%
ヤンヤ	13%	18%	16%	9%	0%
トラブゾン	12%	9%	9%	16%	13%
イスタンブル	11%	9%	9%	15%	4%
モースル	4%	4%	6%	3%	0%
スイヴァス	3%	2%	4%	2%	9%
その他	39%	31%	39%	41%	39%
計	100%	100%	100%	100%	100%
N=	295	45	116	111	23

表3 イスラーム法官の出身地 (郡別)

出身郡	計		第I期		第II期		第III期		第IV期	
		N		N		N		N		N
エルギリ	12%		18%		15%		9%		0%	
(うちエルギリ市)		18		4		8		6		0
(うちリボホヴァ村)		15		4		7		4		0
(うちネブラヴィシユタ村)		2		0		2		0		0
アクセキ	12%		20%		12%		6%		17%	
(うちイブラードウ郷)		27		8		11		4		4
(うちギョアネ村)		6		1		3		2		0
(うちスレス村)		1		0		0		1		0
イスタンブル	11%	33	9%	4	9%	11	15%	17	4%	1
ホバ	3%	8	0%	0	2%	2	4%	4	9%	2
ダマスクス	3%	8	2%	1	3%	4	3%	3	0%	0
リゼ	2%	6	2%	1	3%	3	2%	2	0%	0
その他	58%	171	49%	22	56%	65	61%	68	70%	16
計	100%		100%		100%		100%		100%	
N=		295		45		116		111		23

表4 出身地別のイスラーム法官の父親の職業・地位

父親の職業・地位	イスタンブル	エルギリ郡	イブラードウ	トラブゾン州	その他	計
イスラーム法官	67%	20%	63%	3%	15%	24%
その他のウラマー	27%	6%	4%	28%	41%	31%
地方官吏	0%	9%	0%	19%	2%	4%
軍人	0%	9%	4%	0%	1%	2%
地方名士・地主	0%	37%	0%	6%	8%	9%
商人	0%	3%	11%	6%	6%	5%
職人・小商店主	0%	0%	4%	0%	4%	2%
農民	0%	0%	4%	6%	4%	3%
その他	3%	0%	0%	6%	1%	2%
不明 (官職なし)*	3%	17%	11%	28%	18%	17%
計	100%	100%	100%	100%	100%	100%
N=	33	35	27	36	164	295

* 父親が官職を得ていた場合履歴書への記載が義務づけられていたため。

2. 「やむを得ない事情」—イスタンブル

イスタンブル生まれのイスラーム法官のほとんどがウラマーの家に生まれ（33人中31人、94%）、さらにそのうち22人の父親が法官経験者である。また、イスタンブル出身者全体の実に85%（28人）が、「メヴレヴィエト」以上の位階をもつ高位のウラマーである¹⁸⁾。首都イスタンブルはイスラーム法官の教育、登用、任命の中心であるため、イスタンブル出身者は法官職へのアクセスにおいて最も有利だった。さらに、親が高位のウラマーである場合は、教育機会や見習い先、そして等級の獲得に関しても特権的な立場にあった¹⁹⁾。ナーイブ学院には1908年の革命に至るまで高位のウラマーの子弟のための特別クラスが存在したが、少なくともサンプル中の1人アブドウルラヒーム・シユクリュ（SA dos. 2681）は、自分が無試験でナーイブ学院に入学したことを履歴書に明記している。

しかし、このような圧倒的な有利さにかかわらず、法官全体に占めるイスタンブル出身者の割合は決して大きいとは言えない。同時代の外務省官僚の76%がイスタンブル出身であったというデータ（Findley 1989: 99）と比較すれば、11%はむしろ少ないとすら感じられる。それは何よりもまず、法官職が基本的には地方の官職だったことに由来する。地方での任務は、イスタンブルに生まれたウラマーにとって必ずしも望まれるものではなかったのである。この点について、ウラマーの家系に生まれたマーヒル・イズが、その回顧録に、「かつて『シェフリー（şehri, 「都市生まれ」）』と呼ばれたイスタンブルの

ウラマーは、やむを得ない事情のない限り（zaruret olmadıkça）、地方に出向くことは慣習的ではなかった」と記している（İz 1990: 19）。それまで長老府内で書記官をしていた彼の父の場合は、その慣例に反して、ミディルリ（レスボス島）の法官職を喜んで引き受けたという²⁰⁾。彼の記述を確かめるように、サンプル中のメフメト・バハーエッディン（SA dos. 3188）は、長老府のファトワー局に勤務していたが、「やむを得ない事情に駆られて（zarûret-i hâl sevkiyle）」ナーイブのキャリアに進んだ、と率直に記している。すなわち、イスラーム法官職は第一義的に生計の手段なのであり、そのため一般的には、首都において十分な収入がある場合、あえて法官職が選択されることはなかったのだと言える。

さらに、1910年以降に新たに法官職に採用されたイスタンブル出身者の数が急減していることにも注目したい。上述の1908-9年の制度変更がウラマー家系のもつ好条件を減じたことが、大きく影響しているに違いない。だがそれ以上に、中央のウラマー家系のイスラーム法官職に対する評価が低下したことがその背景にあるのではないかと考えられる。

また、イスタンブル生まれの法官のほとんどがウラマー家系の出身であったということは、逆にイスタンブル在住のウラマー層以外の人々が、法官職に関心を寄せていなかったということでもある。首都のムスリム住民であれば、そしてとりわけエリート家系の子弟であれば、教育や任官において地方出身者よりもはるかに恵まれた条件を兼ね備えていたはずであるが、法官職の中には彼らはほとんど見出されない。

-
- 18) 代々イルミエ制度で高位を占めてきたウラマー家系は多くなく、少なくとも16人の父親ウラマーは地方出身者である。
- 19) 高位のウラマーの子弟は幼少期から位階を授与された。そして、高い位階の保持者は自動的に高い等級を与えられた。Akiba 2005: 48-49; “Nüvvâb hakkında Nizâmnâme,” art. 2, *Düstûr*, 1: 315-324; “Hükkâm-ı Şer’iye Nizâmnâmesi,” art. 2, *Ibid.*, 2: 721-725.
- 20) 彼の父イスマイル・アブデュルハーリムの履歴は、Albayrak (1996, 2: 249) を参照。

表5 ナーイブ学院, 法学校, 行政学院の卒業生 (1885-1902)

出身地	ナーイブ学院*		法学校**		行政学院***		総人口比****
		N		N		N	
イスタンブル	10.5%	32	31.6%	241	45.8%	334	4.14%
ザーデギヤーン (ナーイブ学院のみ)	4.9%	15					
エルギリ郡	13.8%	42	3.9%	30	0.8%	6	0.04%
その他バルカン	10.8%	33	21.9%	167	22.9%	167	22.02%
イブラードウ	0.7%	2	3.4%	26	1.5%	11	0.04%
トラブゾン州	19.3%	59	5.0%	38	3.3%	24	6.43%
その他アナトリア	37.0%	113	27.3%	208	15.2%	111	53.77%
アラブ地域	2.3%	7	5.6%	43	8.6%	63	13.58%
帝国外	0.7%	2	1.3%	10	1.8%	13	
不明		2		33		0	
計	100.0%		100.0%		100.0%		100.00%
N=		307		796		729	

* *İtmiyye Sâlnâmesi*, 705-721. 「ザーデギヤーン (zâdegân)」とは、出身地が不明だが名に “…zâde,” “…hafidi” などとあるもの。彼らは高位のウラマーの子弟で、イスタンブル生まれであることが多い。

** *Sâlnâme-i Nezâret-i Ma'ârif-i Umûmiyye*, 1 (1316): 580-602, 2 (1317): 651-653, 3 (1318): 695-701, 4 (1319): 94-95, 6 (1321): 94-99.

*** Çankaya 1968-71, 3: 183-969. アラブの有力部族子弟のための特別クラス (sınıfı mahsûs) は除外。

**** Karpat 1985: 168-169.

イスタンブルに生まれ、教育を重視し官職を志向する人々がどのような選択をしたかは、行政学院、法学校 (Mekteb-i Hukûk) の卒業生と、ナーイブ学院の卒業生とを比較してみると明瞭である。1885年から1902年までの時期をとってまとめてみると (表5)、行政学院卒業生729人中のほぼ半数、法学校卒業生796人中の約3割がイスタンブル出身であったのに対し、ナーイブ学院卒業生307人中にイスタンブル出身者が含まれる割合は10から15%程度にすぎない。このことは、これら3つの高等教育機関の間に序列が存在していたことを示している。そしてそれは、それぞれの学校の卒業後に控える職種—代表的には、地方行政官職、制定法裁判所制度の司法官職、シャリーア法廷裁判官職—の序列をも示唆しているのである。いずれにせよ、イスタンブル住民の、法官職に対する期待度が低いことは明らかであろう。そのことが逆に、法官組織において地方出身者が活躍する

場を用意したのである。

3. 新制度への適応—エルギリ郡

アルバニア南部に位置するエルギリは、山裾の平野を望む斜面に形成された町である。ビザンツ時代の名、アルギロカストロ (Argyrokastros) の由来となった城塞が小高い丘の頂きにそびえ立ち、町全体を見下ろす²¹⁾。今日ジロカスタル (Gjirokaštër) の名でアルバニア領にあるこの町は、オスマン帝国末期にはヤンヤ州に属するエルギリ県を中心であり、当時の人口は約8000人だった。オスマン帝国の「辺境」とも言うべきこのエルギリとその近郊の村から、オスマン帝国のイスラーム法官が多数 (サンプル中12%) 現れたことは、きわめて興味深い²²⁾。サンプル中には、エルギリの町出身の18名のほか、リボホヴァ村からの15名、ネプラヴィシュタ (Nepravišta) 村からの2名が含まれ

21) ジロカスタルの町 (1970年代) の概観については、Riza (1978)、エルギリに関する歴史的な概説は、*Diyanet Vakfı İslâm Ansiklopedisi*, s.v. “Ergiri,” by Machiel Kiel, 11: 298-299; *Et*, s.v. “Ergiri,” by V. L. Ménage, 2: 708-709を参照。



図2 エルギリ城とその周辺

(Riza 1978: 22).

ている。リボホヴァはエルギリから約20キロ南西に離れたところに位置する、山裾の比較的大きな村である。第二次立憲政期には村から郷に昇格した²³⁾。

エルギリとリボホヴァ出身の法官の多さは当時からよく知られていた。同じエルギリ県内のフラシェリ郷出身であるシエムセッディン・サーミーは、その歴史地理事典のなかで次のように述べている。「[エルギリの]ムスリム住民の大部分はマドラサ学生やウラマーの一員であり、この町とその向かいにあるリボホヴァという大きな村からは、数多くのカーディーが輩出されている」(Sâmî 1306-16, 2: 836)。また、「リボホヴァとネブ

ラヴィシュタという村はとても大きく、リボホヴァにはマドラサや学問の修得のための手段が数多くあるので、住民の大部分がマドラサ学生と、カーディーとして各地を巡るウラマーから構成されている」(Ibid., 2: 837)とも記している。

それではなぜ、これほどまで多くの法官がこの地域から生まれたのだろうか。エルギリ郡で法官を輩出した階層を検討してみよう。まず、親の代もイスラーム法官だった者が20%を占める。だがそれを除くと大多数が非ウラマー層出身者である。これはイスラーム法官職への特化が比較的新しい現象だったことを示している。出自別に見たとき、地

22) エルギリとリボホヴァ出身の法官に関しては、上述のように Clayer (2000) の専論がある。同地域出身の法官が多数存在したことは、Kreiser (1989) によって指摘されている。

23) *Sâlnâme-i Devlet*, 67 (1328): 967.

方名士・地主層が最大のグループ（13人、37%）である。一般にこの範疇に分類しているのは、史料中に「名士（eşraf, hânedân など）」とあるものに加えて、地主、徴税請負人などである。これは地方名士の経済的基盤が土地所有や徴税請負にあることが多いからである。エルギリ郡の場合は、地主層、徴税請負人及び軍人系名士が顕著である。まず、父親が「自分の土地に携わっている（kendi emlâkiyle meşgul）」者²⁴⁾や、「土地所有者（aşhâb-ı alâka）」である者²⁵⁾のほか、大農場（çiftlikât）を経営している者²⁶⁾など、土地所有を基盤にした名士出身者が6名見出せる。エルギリ県は全般的に山地であり農業に適した土地が多くないのだが、エルギリの町の下方に流れるドリン川の流域には肥沃な平野があり、この地帯で彼らは比較的大規模な農地を所有していたのだと思われる。徴税請負に従事していたことを示す例も4件ある²⁷⁾。商業を営んでいた父親が1名いるが、彼もまた名士層に属していた可能性はある²⁸⁾。

さらに、3名が「アーたち（Ağvât, Ağalar）」の集団に属し²⁹⁾、2名が「ベイ」

の称号をもつ名士である³⁰⁾。18世紀オスマン帝国においては、イエニチェリやスイパーヒー軍団あるいは非正規軍団に属する者たちが徴税請負権を始め様々な特権を利用して地方有力者に成長することが各地で見られたのだが、彼らはそのような軍人系の家系に属すると考えられる。また、表4では「軍人」に分類したが、スイパーヒー軍団に属し、それゆえ土地所有者であったと考えられる者が2名いる³¹⁾。これらの属性を全て有する典型例はリボホヴァ出身のユースーフ・アーギヤーフ・エフェンディ（SA dos. 198）の父親である。彼は「アーたちの集団に属し、ドカト部族出身で（Dokat kabilesinden）、自分の財産の収益によって（kendi emvâl hasilâtıyla）、また十分の一税を徴税請負することで（a'şâr-ı şer'iyyeyi iltizâm ederek）生計を立てていた」という。

サンプルから得られた上記の結果は、1868年に書かれたヤンヤ州知事の報告書の内容とも一致する。州知事アフメト・ラースイム・パシャは、「ヤンヤ州のシャリーアに関わる訴訟に携わっているナーイブの一部は、リボホヴァやエルギリのナーイブのように地元出

- 24) SA dos. 214 (Ergirili Yusuf Nabi); SA dos. 779 (Ergirili Halil Hamidullah). 「資産の収益から (emvâl hasilâtıyla)」という例もある (SA dos. 204, Libohovalı Mehmed Tefik).
- 25) SA dos. 172 (Libohovalı Mehmed Sıdki); SA dos. 245 (Ergirili Mustafa Ragıb).
- 26) SA dos. 210 (Ergirili Mehmed Hayreddin).
- 27) SA dos. 176 (Libohovalı Mehmed Naim); SA dos. 198 (Libohovalı Yusuf Ağâh); SA dos. 268 (Ergirili Ali Murteza); SA dos. 1513 (Libohovalı Ahmed Besim).
- 28) SA dos. 777 (Ergirili Mehmed Said). なお、徴税請負人を父親にもつ一人は、「徴税請負人の商業 (mültezim ticâreti)」に従事していると書いている (SA dos. 176).
- 29) SA dos. 198; SA dos. 239 (Ergirili Hasan Fehmi); SA dos. 1501 (Libohovalı İsmail Hulusi).
- 30) SA dos. 160 (Ergirili Mehmed Rüşdi); SA dos. 204 (Libohovalı Mehmed Tefik). 後者はリボホヴァの征服者である「パシャル (Paşah)」の家系に属するという。
- 31) SA dos. 166 (Ergirili Ali Rıza); SA dos. 2280 (Libohovalı Mehmed Şevki). もう一人の軍人 (SA dos. 291, Libohovalı Üveys Naili) は「大尉 (yüzbaşı)」であったが、「ベイ」という称号で呼ばれていたというので、やはり名家の出であると思われる。「ベイ」は軍人としては中佐 (kaymakam) 以上に与えられる称号であり、それ以外には、パシャの家系、他の由緒ある名家にも与えられた (Heidborn 1908-12, 1: 186; Sâmî 1317-18, s.v. "bey"). エルギリにおける軍人系名士の存在については、再びサーミーの事典が参考になる。エルギリの住民の「全員が勇敢で好戦的な男たちであり、近年に至るまで非正規軍 (asâkir-i mu'âvine) の部隊に属し、リーダー格の者たちは部隊長として、より前の〔世代の〕者たちはスイパーヒーとして生計を立てていた」という (Sâmî 1310-16, 2: 836)。

身であるため、徴税請負人や商人である彼らの兄弟や親戚の個人的利益を保護するために不公平なやり方に頼る傾向がある」と記していたのである³²⁾。

エルギリ出身のイスラーム法官はいつの時代から現れるのだろうか。サンプル中には18世紀中に法官を輩出していた家系もある一方で、1860、70年代に非ウラマー系の名士の家に生まれた法官も存在する。また、ナーイブの任命台帳からは、1850年代後半には既に、ヤンヤ州を始めその周辺の各郡でエルギリ・リボホヴァ出身のナーイブが半独占状態を築いていたことが見て取れる³³⁾。これらを勘案すると、推測の域を出ないものの、Clayer (2000: 53) の指摘するように、ヤンヤ州を拠点としてアルバニア地方一帯を支配したテベデレンリ・アリー・パシャの失墜 (1822年)、1826年のイエニチェリ廃止と軍事改革、マフムト二世のアーヤーン (地域一円を支配する地方名士) 制圧政策³⁴⁾、そして1848年のティマール制の廃止などの諸要素が絡み合った19世紀前半という時期が、ある種の転換点だったのだろう。これらの変動によって権力・経済基盤が動揺し始めたエ

ルギリ・リボホヴァの名士たちが、イスラーム法官の道への転向によって新しい環境への適応を図ったのではないだろうか。エルギリのように資源の限られた地域において、帝国の官職は政治的経済的な勢力の存続と拡大を図るための有力な手段の一つだったであろう。そして19世紀の前半では、オスマン帝国の官僚制組織はいまだ十分に発達しておらず、当時のエルギリの名士たちには、軍事的な地位に代わる、彼らの権益を保護し拡大する手段として、イスラーム法官職が最適と見られたのではないだろうか³⁵⁾。

ただし、ウラマー層への移動は、必ずしも一方向的なものではなかった。例えば、メフメト・ハイレッディン (SA dos. 210) の家系は、彼の曾祖父 (あるいは高祖父か) の代に「高名なウラマーでカーディー」を出したが、父親自身は農場経営者だったという。またイスマイル・フルスィー (SA dos. 1501) の場合では、代々「アータチ」に属する名家の出であったが、父親の祖父が教師であった。このような例を見ると、ある家系からウラマーが輩出されたとしても、その後その家系の男子成員全てがウラマーの道に進む

32) Başbakanlık Osmanlı Arşivi (BOA), Şura-yı Devlet Evrakı 2085/12, ヤンヤ州知事の大宰相宛報告書, 4 Cemaziyelâhir 1285/9 Eylül 1284 (21 Sept. 1868)。なお、Clayer (2000: 36-38) は、エルギリ郡出身の法官の出自について、ウラマー層、それ以外の識字層、そして (その家系に既にウラマーを含んでいたような) 小規模な名士 (petits notables) としている。また、「きわめて有力な名家の息子」はほとんどいなかったという。Clayer (2000) においては半数以上 (109人中64) が職業不明となっており、これは、Albayrak (1996) の簡約化した記述に依っているためだと思われる。本研究もサンプル調査であるので、絶対的なことは主張できないが、ラースィム・パシャやサーミーの証言も参考に入れば、土地所有と徴税請負を基盤とする軍人系名士層 (小規模であるかもしれないが) 出身、というのがエルギリ郡生まれの法官の典型であるとするほうが、より相応しいと思われる。

33) İstanbul Müftülüğü Meşihat Arşivi, D/I, no. 144, Naib Defteri. これは1855年のナーイブ制度改革を受けて作成され始めたものである。例えば、フィロリナ郡 (現ギリシャ領フロリナ) では、1856年から64年までの約9年間、エルギリ出身のナーイブが立て続けに6名任命されていた (Ibid., fol. 42b)。

34) マフムト二世のアーヤーン対策については、永田 (1969) を参照。

35) 一般に、ウラマーの地位は、財産没収の免除特権とともに宗教的な正統性を得られる点で魅力的だったと考えられる。19世紀前半、テベデレンリ・アリー・パシャの子孫や従者たちもまた、イルミエの階層制の中に地位を獲得していたことが知られている (Zihfi 1983a: 335)。サンプル中にも、アリー・パシャの親族 (akrabalarından) であるエルギリ生まれのナーイブが存在する (SA dos. 174, Ergirili Abdülhalim)。

わけではなかったと想像される。それによって、上に引用したラスイム・パシヤの言葉通り、「兄弟や親戚」が「徴税請負人や商人」であるような状況が存在し、互いに保護・協力し合うことによって家系の存続が図られていたと考えられるのである。

それでは、エルギリ郡出身者の成功の理由は何だったのであろうか。この点に関して、再びヤンヤ州知事ラスイム・パシヤの言葉を引用すると、「今まで彼らがそのように地元民 (yerlüden) でありながら [ヤンヤ州内に] 任命されていたのは、彼らがギリシア語を知っていることが考慮されたためであることは明らかである」という³⁶⁾。ヤンヤ州はギリシア文化の強い影響下にあり、ギリシア系住民に限らずギリシア語を話す人口も多かった。1868年に創刊された州の官報がトルコ語とギリシア語の両方で書かれていたように、ギリシア語はヤンヤ州の第二の公用語とも言える言語だった³⁷⁾。法官がシャリーア法廷のみならず制定法法廷や地方評議会でも重要な役割を担っていたことを考えれば、同州の法官にギリシア語の知識が求められても不思議ではない。知事の言葉通り、サンプル中のエルギリ郡出身の法官35人のうち、実に31人がギリシア語の知識をもつと履歴書に記入している。しかもそのうち22人が、ギリシア語を書くこともできるという。そのほぼ全員がアルバニア語を話すムスリムであるエルギリ郡出身の法官たちが³⁸⁾、どのようにギリシア語の読み書きを身につけ

たかは必ずしも明らかではない。だがいかに習得したにせよ、彼らはギリシア語能力を活かして、ヤンヤ州を始めその周辺地域の法官職を手に入れていったと考えられるのであり、それが上述の1850年代後半の任命台帳に見られたような、彼らのヤンヤ州一帯の広域支配という状況となって現れているのである。もちろん、法官組織内部の、そしてラスイム・パシヤの指摘したような名士間の、地縁・血縁ネットワーク³⁹⁾を利用して地盤を築いていったのであろう。

しかし、彼らは単にアルバニア地方に君臨した地方エリートであるだけではなかった。エルギリ郡出身のイスラーム法官を最もよく特徴づけていたのは、ナーイブ学院での修学である(20人、57%)。イスタンブルで学んだ者の割合は、83%(29人)に及ぶ。彼らはまさしく帝国の中央で養成されていたのである。また、ナーイブ学院卒業生全体を見たときのエルギリ郡出身者の占める割合も注目値する。創立時から1909年までの768人の卒業生のうち、実に18%(141人)がエルギリ、リボホヴァの出身であり、一つの郡出身者としては他を完全に抜き出ている(表6参照)。彼らはオスマン帝国中央(長老府)の政策の変化に素早く適応したのである。1855年の改革以降、法官職を得るには地方社会における人的ネットワークだけではもはや十分でなく、ナーイブの等級をもつことがきわめて重要であり、等級を得るにはナーイブ学院を卒業すると最も有利であることを、

36) BOA, Şura-yı Devlet Evrakı 2085/12, ヤンヤ州知事の宰相宛報告書。

37) Strauß 1995: esp., 306; *ET*², s.v. "Yanya," by Meropi Anastassiadou, 11: 282.

38) エルギリ郡出身者35人中31人が履歴書にアルバニア語を知っていると申告している。残る4人も生まれ育った地の環境からしてアルバニア語を知らなかったとは考えにくい。

39) 血縁、地縁のネットワークは、見習いの慣行にも見ることができる。父親や兄弟が法官を務めている法廷で見習いをしたりリボホヴァ出身のメフメト・シェヴキー (SA dos. 191) の例がある。また、ユースフ・アーギヤーフ (SA dos. 198) は、同郷のリボホヴァ出身の法官サーリフ・エフェンディとともにヤンヤに赴き、彼のもとで書記官を務めたのち、クシャダス郡(アイドゥン州)に任命された別の同郷の法官ユースフ・エフェンディのもとで、同郡に属するアヤスルー郷のナーイブ職に任じられた。Cf. SA dos. 207 (Libohovalı Mustafa Âsm); SA dos. 2547 (Ergirili Musa Rıza)。同様の指摘は、Clayer (2000: 46-47)。

表6 ナーイブ学院卒業生の出身地*

出身地 / 卒業年	計	第I期 1856-67	第II期 1868-83	第III期 1884-1909	第IV期 1910-17
イスタンブル	9%	9%	10%	10%	4%
ザーデギヤーン	3%	3%	7%	4%	0%
イスタンブル+ザーデギヤーン	12%	12%	18%	14%	4%
エルギリ郡	14%	19%	29%	15%	2%
その他ヤンヤ州	2%	6%	5%	1%	0%
セラニキ州	3%	3%	2%	2%	4%
その他バルカン	6%	4%	7%	5%	8%
バルカン小計	25%	32%	43%	23%	14%
トラブゾン州	17%	4%	13%	22%	17%
イブラードウ	2%	13%	1%	1%	1%
その他コンヤ州	5%	7%	6%	4%	7%
スイヴァス州	5%	10%	4%	4%	4%
アダナ州+マラシュ県	5%	1%	2%	7%	6%
ヒュダーヴェンディギヤール州	5%	4%	1%	3%	13%
アイドゥン州	5%	1%	1%	3%	11%
その他アナトリア	14%	13%	10%	13%	18%
アナトリア小計	58%	53%	38%	57%	76%
アラブ地域	4%	4%	2%	2%	4%
帝国外	1%	2%	0%	1%	1%
不明 (N)	16	4	6	4	2
計	100% 100%	100% 100%	100% 100%	100% 100%	100% 100%
N=	1037	116	194	458	269

* *İlmiyye Sâlnâmesi*, 689-736; *Ceride-i İlmiyye*, 14 (1333): 92-93, 24 (1334): 568-569, 32 (1335): 916-917.

上記文献で出身地が記載されないもの、および「アクセキ」「アライエ」出身とされているものについては、Albayrak (1996) で出身地を確認できる場合はその情報を加味した。シェフルエマーネティはイスタンブルに、イズミト県とカレイ・スルターニー (ピガ) 県はヒュダーヴェンディギヤール州に含めた。

彼らは即座に看取したのであろう。とりわけ法官職において比較的新参者であるエルギリ郡出身者にとっては、新しいシステムを利用することが、法官組織全体の中で地位を確固たるものにすることに貢献したことは間違いない。

アルバニア語を母語とするエルギリ郡出身の学生が、トルコ語能力を重視するナーイブ学院 (Akiba 2003: 144-145) で成功を取ることができたのは意外ですらある。だが、既に出身地域とイスタンブルにまたがって存在していた同郷のイスラーム法官のネットワークの中で、法官職に対する強い指向性を持ち、法官職に必要な教養を身につける好条件を備えていたことが、彼らの成功の大きな要因なのであろう。この点は、例えば、ナーイ

ブ学院に入る前に既に法廷での見習いを経験している者がいることから確認できる⁴⁰⁾。

ナーイブ学院以外の専門高等教育機関についてはどうであろうか。1859年に主に郡長などの地方官を養成するためにイスタンブルで行政学院が開校したとき、新式学校が発達していなかった当時は多くのマドラサ学生が入学したのだが、エルギリ出身の学生もその機会を逃さなかった。最初の17年間に8人 (全卒業生の5.4%) のエルギリ、リボホヴァ出身者が行政学院を卒業している (Çankaya 1968-71, 3: 20-40)⁴¹⁾。だが、その後行政学院が本格的な高等教育機関となるとその数は減少し、例えば1885年から1902年の間には6人しかエルギリ郡出身の卒業生がいなかった (0.8%)。それに対して法学校からは、同じ

40) SA dos. 166; 207; 779; 1501.

期間により多くの卒業生（30人，3.9%）を出している。しかし同時期にナーイブ学院を卒業したエルギリ郡出身者42人（13.8%）には及ばない（表5）。すなわち，エルギリ郡の人々が最も成功したのはイスラーム法官職においてであり，新しい司法制度や行政の官職がそれに取って代わることはなかったのである。

イスタンブルにおける教育，試験，そして任官のプロセスは，エルギリという辺境からやってきた地方エリートをオスマン帝国のエリートへと変貌させた。彼らは，地元のヤンヤ州やその周辺のみならず，アナトリア，そしてアラブ地域にまで任命されるようになった。サンプル中の35人のうち2割はバルカン半島の外に赴任しなかったが，他の8割はアナトリアでの勤務歴がある。そのうち6人（17%）がアラブ地域にも任命された。アナトリア，アラブ地域への任命回数は，後の世代になるほど多くなる傾向にあり，第I期のエルギリ郡出身法官の任命先のうち，アナトリア，アラブ地域は23%であったが，第III期の法官の場合，その割合は38%に上昇している⁴¹⁾。

最後に，アルバニア・ナショナリズムの台頭という状況との関連を考えてみなくてはならない。1868年にヤンヤ州知事が現地出身の法官を問題視していたのは，必ずしも彼らのナショナリズムを警戒していたわけではなく，ローカリズムつまり地方に自立的な勢力が伸張することを抑えるという観点からだっ

ただろう。だが1881年にプリズレン同盟が解散させられた際には，エルギリ郡出身のナーイブにも累が及ぶことになった。同盟に対する弾圧の指揮をとったデルヴィーシュ・パシャによって，コソヴァ州に在任中の7人（一説には12人）の法官が，アルバニア人であるという理由で（*Arnabud bulunmak hasebiyle*）解任されたのである。サンプル中にはその粛清を経験した3名が含まれている⁴²⁾。彼らがどの程度プリズレン同盟の活動に関与していたのかは不明であるが，地方行政の要職にあって，同盟の中心的メンバーと接触をもっていた可能性は高い。

第二次立憲政期には，アルバニア・ナショナリズムは独立運動として高揚する。エルギリもまた，ナショナリズム運動の一大中心地であった（*Gawrych 1980: 233*）。サンプル中の2人のエルギリ郡出身の法官が，「アルバニア反乱運動（*Arnavutluk harekât-ı isyâniyyesi*）」への関与を問われて1913年に追放された⁴³⁾。1912年のアルバニアの分離独立後も，オスマン帝国にとどまって法官職に従事し続けた者も少なくないが⁴⁴⁾，それ以後アルバニアからイスタンブルへとという人の移動の流れはほとんど途絶えてしまったようである。サンプル中に1910年以後新たにエルギリ郡から現れた法官がいないのと同様に，ナーイブ学院からも，1912年卒業の1名を最後に，エルギリ郡出身の卒業生は姿を消す。

独立を機に帰郷した者たちや，法官家系の

41) 8人の父親のうち，1人が名士，2人がイスラーム法官，残る5人は職業不明で，「アー」の称号をもつ。

42) Clayer (2000: 49-51) も法官を生年別に3つのグループに分け，任地の割合を計算して同様の結果を導いている。

43) SA dos. 172 (Libohovahi Muharrem Sıdki, 当時カルカンドレン [テトヴォ] の法官) ; SA dos. 270 (Ergirili Ali Murteza, 当時ギラン郡法官) ; SA dos. 729 (Ergirili Mehmed Sa'id, 当時イベツキ郡法官), デルヴィーシュ・パシャによる弾圧については, Külçe (1944: 265-270) 参照。ただし法官の解任については言及していない。

44) SA dos. 291; Albayrak 1996, 4: 344-346 (Libohovahi Üveys Naili) ; SA dos. 296 (Ergirili Ahmed Ramiz). 後者は, 履歴書に「私の民族はアルバニア人である (milliyetim Arnabuddur)」と記入していた。

その後についての情報は、目下のところ乏しい。しかし新生アルバニアにおいてもシャリーア法廷を始め、司法、行政関係の職務に就いたであろうと想像される⁴⁶⁾。オスマン帝国のエリートの一角に加わっていたエルギリ郡出身者は、ここでナショナルなエリートへと転身したと言えるだろう⁴⁷⁾。

4. 職種の切り替え—イブラードウ

アランヤとベイシェヒル、コンヤを結ぶ今日の幹線道路から、アクセキ方面とは反対側の西に折れて、約20キロ、曲がりくねった山道を登ったところにイブラードウの町はある（標高900m）。山の斜面に細長くへばりついているこの小さな町が約100年前までいかにして多くのイスラーム法官を生み出したのか⁴⁸⁾、にわかには想像しがたい。この町にはどのような歴史があったのだろうか。

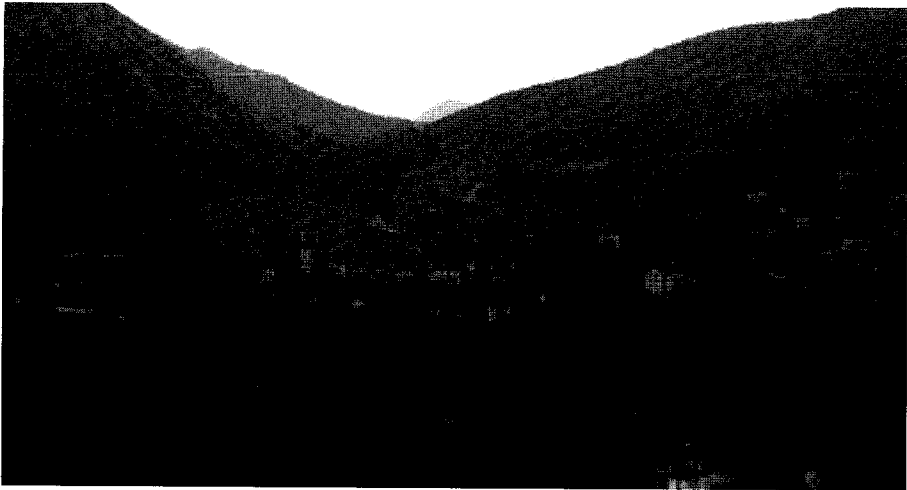


図3 イブラードウ遠景

2002年8月著者撮影

- 45) エルギリの商人の息子サイドは、マルマリスの法官職を3度も務めた後、住民の強い要請により、マルマリスのムフティー職に就任した。7年間以上ムフティー職に在任した後1890年に、「個人的な用事 (masālih-i zātiyye)」のため故郷に帰ったが、1899年に4度目のマルマリス法官職に就任した。1913年末時点でもマルマリスに住んでいた (SA dos. 777)。彼のほか、アルバニア独立後もオスマン帝国のイスラーム法官職にとどまった例は、SA dos. 770 (Libohovalı Musa Kazım), SA dos. 1398 (Ergirili Ali Haydar), SA dos. 1428 (Libohovalı Hüseyin İbrahim) である。また、法官職には就かなかったが、バルカン戦争を逃れてイスタンブルに1913年に移住した例もある (SA dos. 1513, Libohovalı Ahmed Besim)。
- 46) 独立後のアルバニアでもシャリーア法廷は存続した (Popovic 1986: 16)。なお、行政学院を卒業した同郷者の何人かは、アルバニアに帰り新生国家の要職に就いている (Çankaya 1968-71, 3: 984 [Abdürtauf], 3: 1077 [Abdülkerim Sabit], 4: 1254 [İbrahim Pertev], 4: 1410 [Hasan Hüsnî], 4: 1420 [Bahri Omar], 4: 1472 [Zeynelabidin])。
- 47) 元来アルバニア・ナショナリズムはオスマン帝国の領土保全という点において、帝国と利害の一致を見ていたので、オスマン人であることと、アルバニア人意識とはあまり矛盾するものではなかった。Cf. 石丸 2002。

イブラードゥは古くからアライエ (Alâ'iyye, 現アランヤ)・サンジャクに属する郡であったが、1867年にコンヤ州が再編されたとき、アクセキ郡に属する郷に降格した⁴⁹⁾。共和国時代に一時期地名がアイドゥンケント (Aydınkent) とトルコ語化されたが、人々に馴染まれずにすぐもとの名に戻った。今日ではアンタルヤ県に属する郡 (ilçe) である。現在この町の名を知る者はオスマン史研究者の間でも少ない。郷土史家たちは、イブラードゥが山地で農業に適した土地が少ないため、生計の手段が町の外に、とりわけ官職に求められたのだと語る⁵⁰⁾。人口の多くが都市部に流出してしまった今日の現実を見てもそれは頷ける。

ある伝承によれば、イブラードゥの町における学問や教育の発展は、ミンカリーザーデ (Minkarizâde) と呼ばれる名家がこの地に根を下ろしたことに由来する⁵¹⁾。その家系の祖はセリム一世時代に遡り、アライエのサンジャクベイに任ぜられたときに、避暑のためにイブラードゥに別荘を設けたという。17世紀半ばには、この家系からシェイヒュルイスラーム、ヤフヤ・エフェンディが現れた (1661/62-73)⁵²⁾。このシェイヒュルイスラームについては、次のような興味深い逸話が伝

えられている。彼の在任当時、イブラードゥの人々はおっぱら商売で身を立っており、とくにイスタンブルで宝石商を営む者が多かったという。あるときシェイヒュルイスラームは、イスタンブルにいるイブラードゥ出身の宝石商を集め、2年間の任期中に法廷手数料からいかに多くを稼ぐことができるかと説いて、彼らに息子たちをその道に進ませるように勧めたという⁵³⁾。この逸話自体は史実でないかもしれないが、イブラードゥ出身のウラマーの任用に関して、ヤフヤ・エフェンディを始めミンカリー家の人々の影響力が大きかったことを物語っている。

18世紀末には、イブラードゥのミンカリー家から、カドゥ・アブドゥルラフマン・パシャという人物が現れた。彼は、セリム三世の改革時代にアナトリアにおける「ニザーム・ジェディード軍団」の編成に貢献したことで知られる⁵⁴⁾。その名(「カドゥ」はカーディーのトルコ語)が示すように、彼は元来イスラーム法官であり、コンヤのナーイブ職やカイセリのカーディー職を歴任していた。だが、ボズクルとベレケトリの鉱山管理・徴税官 (maden emini) だったおじがボズクルのアーヤーンに殺されたとき (1801年)、彼はカーディーの地位を捨てて自ら兵を率いて

48) イブラードゥ出身の法官が多かったという事実は、Albayrak (1996) に基づいて、既に Kreiser (1989: 275), Clayer (2000: 38 n. 22), Meeker (2002: 274-277) によって指摘されている。とくに Meeker は、イブラードゥとアクセキから多くのウラマーが現れた背景について、黒海沿岸部の町オフと比較しながら示唆に富む議論をしている (後述)。

49) *Sâhnâme-i Devlet*, 22 (1284): 176, 23 (1285): 180.

50) Şahankaya 1977: 3, 7, 62. この文献を入手するにあたって、Yonca Köksal 氏の助力を得た。

51) Özkaynak 1954: 100-101; Enhoş 1974: 281 (Özkaynak の引用である); Sümbül 1989: 114 (これも Özkaynak の引用である)。

52) この人物については、以下を参照。İbniyye *Sâhnâmesi*, 483; Rif'at Efendi n. d.: 70-71; Mehmed Süreyya 1308-11, 4: 637, 3: 585, s.v. Ömer Efendi, Minkarî.

53) イブラードゥ出身の事業家 Nabi Duru 氏談。2002年8月のイブラードゥにおける筆者の聞き取り調査による。ドゥル氏は、イスラーム法官だった義父からこの逸話を伝え聞いたという。カーディーの任期が2年で、手数料収入を得ていた、など細部の正確さが、この逸話をもっともらしくしている。

54) カドゥ・アブドゥルラフマン・パシャは、セリム三世失脚後もアレムダール・ムスタファ・パシャが政権についたときに再び中央政界に復帰したが、イエニチェリの反乱に遭い、故郷イブラードゥに逃げ帰ったときに殺された (1809)。彼については、Uzunçarşılı (1971) が詳しい。また、ほとんどこれの引用だが、Şahankaya (1977: 22-28) も参照。

おじの仇をとり、その功績によってアライエの行政官 (mutasarrıf) に任命され「パシャ」となったのだ。彼の父、兄弟、甥もまたイスラーム法官だったことからわかるように、既に18世紀のイブラードゥでは、ミンカリー家から多くの法官が現れていた。郷土史家は18世紀にはイブラードゥが学問と富の中心地となっていたという (Özkaynak 1954: 101; Enhoş 1974: 281; Sümbül 1989: 114)。一方、アブドゥルラフマンのおじの地位や、彼本人がすぐさま兵力を集めたことから、ミンカリー家は、イブラードゥを拠点に広域な勢力をもつ強力なアーヤーンであり、法官職がその一つの重要な権力基盤になっていたのである⁵⁵⁾。イブラードゥの伝統は、おそらく彼らの家系の成功に始まり、そこから広がった地縁と血縁のネットワークを足がかりとして、イブラードゥの人々は法官組織の中に地位を確立していったのである⁵⁶⁾。

そのような長い伝統を反映して、サンプル中のイブラードゥ出身の法官の大半 (17人、63%) が、やはり法官の父親をもつ⁵⁷⁾。それ以外には、商人が3人含まれ、ヤフヤ・エフェンディの伝承をもっともらしくしている。同じカーディーの町でありながら、出自の傾向におけるエルギリとイブラードゥの相違は明らかである。エルギリでは、軍人系名士層からウラマー層への移動が主に19世紀前半に見られたのに対し、イブラードゥでは、遅くとも19世紀の初めには既に法官の家系が多数存在していたのである。1815年から29年の間に生まれた早い世代に属する

4人もまた、父親と職業を同じくしている。

イブラードゥの南にあるギョデネ (Gödene) 村も、アブドゥルラフマン・パシャの時代頃からウラマーを輩出するようになったという (Özkaynak 1954: 39)。サンプル中にはこの村に生まれた6人の法官が含まれている。そのうち5人が法官の息子であり、長い伝統を感じさせる。

イブラードゥ出身の法官の多くは、伝統的な方法によって、つまり法廷書記官職や郷の法官職での見習いを通じて養成されている。これは既に法官組織の中に広がる人的ネットワークの存在を示唆していよう。現に、父親、兄、おじ、あるいは同郷者が法官をしている法廷で書記を務めた例がいくつも見られる⁵⁸⁾。その代わり、イスタンブルで学んだ者が大多数 (21人、78%) であるにも関わらず、ナーイブ学院を卒業したのは、27人中3人しかいない。エルギリ郡出身者とは対照的である。

ナーイブ学院で修学しない、このような伝統的な養成・採用方法の選択は、彼らの昇進を著しく不利にした。第3級以上の等級をもつ法官は3人 (11%) しか含まれず、そのうち2人はナーイブ学院卒であった。ある郷土史家は、第二次立憲政期にナーイブ学院卒でないイスラーム法官が法官職から追放されたため、多くのイブラードゥ出身の法官が失職した、と指摘している (Şahankaya 1977: 48)⁵⁹⁾。サンプルのイブラードゥ出身法官の中には1909-10年の人員整理で完全に追放された例はないが、3名が人員整理によって一旦失職し (kadro hâric), その後ナーイブ学

55) アブドゥルラフマンは1796年に「イブラードゥのアーヤーン」として公式に認められている (Uzunçarşılı 1971: 246)。

56) 郷土史家は、「カドゥ・アブドゥルラフマン・パシャのアナトリアとアライエでの任務によって、イブラードゥの多くのウラマーがイスタンブルに行き、その子供や孫、親戚たちがイスタンブルや地方で地位を得る (mevki sahibi olmaları) ようになった」という (Özkaynak 1954: 39)。

57) なお、サンプル中のメフメト・ターヒル (SA dos. 748) の父親は、イブラードゥ出身のナーイブであったが、父親の任地ベイシェヒルで生まれている。

58) 典型的には、父、おじ、兄のもとで書記を務めたアフメト・ニヤーズイー (SA dos. 1598) や、親戚や同郷者の指導下で書記や郡の法官を務めたメフメト・ナーフィ (SA dos. 2667) の例がある。

院で試験を受けて復帰した⁶⁰⁾。また、メフメト・アーリフ (SA dos. 722) は、1914年に司法監察官 (Adliye Müfettişi) によって「能力が十分でない (iktidârı kâfi olmadığı)」とされて解職された⁶¹⁾。これらの事実からは、一見彼らが新しい任用システムへの適応に失敗したかのように見える。しかし、イブラードウの人々は既に19世紀末には、イスラーム法官職にいわば「見切り」をつけていたのである。

イブラードウのエリートたちが選んだのは、制定法裁判所制度下の新しい司法職と地方行政官などの一般文官職だった。郷土史家シャハンカヤは次のように述べる。

イブラードウの人々は、かつて法学部 [法学校] が開設された後には、郷土の伝統である職業人たちを裁判官職へと転向させる一方で、同時に国家の公務員職にも従事して、郷土全体で率先して祖国に知識人

を育てたのである (Şahankaya 1977: 62)。

彼らの「切り替え」の実情は、その教育選択に具体的に見ることができる。まず、1860年から1876年の間に、設立当初の行政学院を13人のイブラードウ出身者が卒業している。この人数はイスタンブル出身者の21人に次いで多く、際立っている (Çankaya 1968-71, 3: 20-51)⁶²⁾。そして表5に見る通り、新しい法律家を養成する法学校からは、1885年から1902年の間に、イブラードウ出身の卒業生が26名輩出された⁶³⁾。同じ18年間に行政学院を卒業した同郷者は11人と決して多くないが、同時期のナーイブ学院卒業生の中にイブラードウ出身者が2人しかいないこと⁶⁴⁾と比較すれば、イブラードウの人々の指向は明瞭であろう。注目に値するのは、上記のイブラードウ出身の行政学院卒業生11人のうち、8人がイスラーム法官の息子だったことである。ここには、法官職から地方行政官職へという世代間職業移動を明確に

59) Şahankaya は、「統一と進歩派のシェイヒュルイスラーム、ハイリー・エフェンディ」がナーイブ学院卒でない (mektepsiz) カーディーを追放したという。ハイリー・エフェンディがシェイヒュルイスラームに就任したのは1914年3月であるが、実際にはナーイブ学院卒でない法官の追放は、1909年に始まっている。なお、同著者は、1908年の立憲革命後、「イブラードウのカーディーの中には害を被った者もいた」とし、ミトハト・パシャに死刑判決を出した裁判官がイブラードウ出身のアリー・スルーリー・パシャであり、その息子がスルタンの諜報員をしていたため、息子が追放されただけでなく、彼の庇護によって地位を得た者もその地位から追われたという (Şahankaya 1977: 48)。

60) SA dos. 169 (Mehmed Rifat); SA dos. 2696 (Yahya Niyazi); SA dos. 3327 (Mehmed Tahir). 失職はしなかったが、次の任官のために試験を五度も受け、最後にようやく合格して第5級を取得したイブラードウ出身法官の例もある (SA dos. 2887, Mehmed Tevfik)。

61) 彼は1910年にナーイブ学院で試験を受けて第5級をもっていた。彼の追放時のシェイヒュルイスラームが、ハイリー・エフェンディであった。

62) この間の卒業生全体 (147) の9%を占める。父親の職業・地位が不明の者が多く、出自について詳しいことがわからない。明記している例は、名士、スイパーヒー、イスラーム法官がそれぞれ1名ずつである。また、この13人以外に、イチエル生れだが、イブラードウ出身のナーイブを父とする卒業生が1人いる (Ibid., 66)。行政学院におけるイブラードウ出身者の存在については、まず Szyliowicz (1971: 381) が注目し、この小さな町から行政学院に入ることが確立した伝統になっていることを指摘した。また、Findley (1989: 115) もこれに着目し、行政学院の教師にイブラードウ出身者がいた可能性について触れ、この学校の「ギルド的」な性格を示唆している。しかし、両者ともイブラードウ出身者の法官職における伝統との連続性において捉えることをしていない。Cf. Clayer 2002: 38.

63) 教育省の年鑑に掲載されている法学校の卒業生のリストには、7人のアクセキ出身者と、2人のギョダネ出身者が見られる。出身地がアクセキとされている卒業生の中に、実際にはイブラードウ出身者が含まれている可能性もある。Sâlnâme-i Nezâret-i Ma'ârif-i Umûmiye, 1 (1316): 580-602, 2 (1317): 651-653, 3 (1318): 695-701, 4 (1319): 94-95, 6 (1321): 94-99.

見てとることができる。彼らの職業転換は、新しい司法職や文官職が、イスラーム法官職と比較してより有望であると見られていたことを意味する⁶⁵⁾。

郷土史家たちの著作には、オスマン帝国末期から共和国時代初期にかけて活躍したイブラードウ出身の法律家、地方・中央の官僚、政治家たちの略伝が多数記述されている(Özkaynak 1954: 139-170; Şahankaya 1977: 29-46, 115-129; Enhoş 1974: 471-488)。1961年憲法制定に携わったイブラードウ生まれの法律家ムアンメル・アクソイ(Muammer Aksoy, 1917-90)は、共和国期に引き継がれたイブラードウの伝統を象徴するだろう。このようにイブラードウ出身者は、オスマン帝国における法律・行政・教育の改革と、トルコ共和国の成立という新しい環境に成功裡に適応し、オスマン帝国の「伝統的」エリートから「近代的」エリートへ、そして共和国のエリートへと自らを変えていったのである。

ところで、表3は第IV期つまり1910年以降、法官全体に占めるイブラードウ出身者の割合が増大したことを示している。だが、彼らは4人とも郷の法官から昇格したものであり、そのうちの2人は48, 49歳という高齢で法官(郡レベル以上)になっている⁶⁶⁾。つまり、第IV期には帝国崩壊前に死亡した法官が実態よりも多く含まれていることを

想起すれば、ここでのイブラードウ出身者の占める割合も下方に修正すべきものなのである。いずれにしても、彼らの存在はこれまで述べてきた傾向と矛盾しない。そこに含まれる全ての事例は、新参者と見なすことができるからである。一人の父親は確かに法官だったが、以前に郷の法官を経験したことがあるのみで、その後は商業に従事していた⁶⁷⁾。ほかの3人は、それぞれ商人、職人、そして「官職なし」である⁶⁸⁾。この時期、旧来の法官家系はすでに職業の移動を果たしており、彼ら新参者はその空隙を埋める形で法官職に進出したのである。

すでに述べたように、イブラードウの法官家系は、19世紀末から新しい職種へと「鞍替え」を開始していたのだが、それは次のような結果を招いた。法官職は1913年まで通常は2年から2年半の任期制であり、待命中彼らは故郷に戻って暮らしていた⁶⁹⁾。しかし、新しい司法職や文官職は任期制でないため、それらの職に就いた者たちは外に出たまま帰郷しなくなってしまった(Şahankaya 1977: 7)。イブラードウが郡から郷に降格した1867年頃にはすでに人口の流出が始まっていたと見るべきだろうが、その後人口流出には拍車がかかり、1921年に4550人あった町の人口は(Ibid.: 16)、1954年には2016人にまで減少した(Özkaynak 1954: 101)⁷⁰⁾。

64) 出身地がアクセキやアライエとなっている卒業生も含めると、5名いる可能性もある。なお、この論文で用いているサンプルあるいはAlbayrak (1996)で、たしかにアクセキ出身であることが確認できる以下の2名はその5名には含めていない。İlmiyye Sâbnâmesi, 711 (Mehmed Seyyid [SA dos. 1313]), 712 (Mustafa Nafi [Albayrak 1996, 4: 96])。

65) 1859/60年にイブラードウに生まれ、法学校を1886年に卒業したメフメト・キヤーズムは、世代間および個人における職業転換の好例である。イスラーム法官の息子であり、イスタンブルでマドラサ教育を受けた彼は、当初はウラマーとしてのイルミエの位階をもっていたが、制定法裁判所の書記官在任中の1887/8年に位階を一般文官の等級に切り替えた。彼はのちに法学校の校長を務めた。Sâbnâme-i Nezâret-i Ma'ârif-i Umûmiyye, 3 (1318): 672-673。

66) SA dos. 722 (Mehmed Arif); SA dos. 1483 (İsmail Hakkı)。

67) SA dos. 1025 (Osman Remzi)。

68) SA dos. 1483 ("tüccârdan"); SA dos. 2292 (Mehmed Emin, "İbradı Nahiyesi esnâfindan"); SA dos. 722 (Hacı Ahmedzade Ahmed Ağaの息子)。

69) 例えば、ヤフヤ・ニヤーズイー(SA dos. 374)は、法官職にない間は、「イスタンブルで、また、私の出生地であるイブラードウ郷で個人的な用事に携わって過ごしていた」という。

5. 上昇志向の人々トラブゾン州

黒海の南東部沿岸に位置するトラブゾン州もまた、州単位で比較すると多数のイスラーム法官を輩出していた。サンプルの中には36人(12%)が含まれている。とくに、その約半数(19人)が東端のラーズイスタン県(中心地リゼ)出身である⁷⁰⁾。ラーズイスタン県の東端に位置するホパ郡は、同県の中でも8人という最も多数の法官を送り出している(うち5人がアルハヴィ郷)。中心から離れた周縁になればなるほど多くなることは興味深い。他には、州の中心のトラブゾン県から10名、西のジャーニク県(中心地サムスン)からは5名、内陸部のギュムシュハーネ県からは2名の法官がサンプルに含まれている。

19世紀の東部黒海地方では、イスラーム教徒が人口の大部分を占めていた。19世紀末の人口統計によると、東に行くほどムスリムの割合が増える傾向があり、ラーズイスタン県においてはムスリム人口が99%に達していた(Karpat 1985: 138-139, 164-165)。しかし、トレビゾンド公国の旧支配領域であるこの地域が、このようにほぼ完全にイスラーム化するのは、17世紀頃だったと見られている⁷¹⁾。イスラーム化の進行にともなってマドラサ教育も普及し始め、遅くとも18世紀には、トラブゾンより東の地

域ではオフが学芸の中心地になった(Meeker 2002: 164-165)。1869年のトラブゾン州年鑑によれば、オフ郡だけで2000人以上のマドラサ学生がいた⁷²⁾。それ以外の地域にも、年鑑やサンプル中の法官の履歴などから、19世紀後半には村レベルにまでマドラサ教育が普及していたことがわかる。このような宗教的・文化的条件が、イスラーム法官を生み出す背景の一つであった。

この地域では、18世紀から19世紀初めにかけて、非正規軍団から台頭した豪族たちが強大な影響力を持っていた。とりわけリゼのアーヤーン、トゥズジュオール家のメミシュ・アーは、19世紀初頭に近隣の豪族たちを従えてラーズイスタン地方一帯を勢力下に入れた。中央と対立した結果トゥズジュオール家は1834年に恭順させられたものの、この地域の独立性は強く、オスマン政府がトラブゾン州をタンズイマート体制下に組み込むのは他よりも遅れて1847年のことであった⁷³⁾。帝国の辺境にあり、中央の直接支配が浸透していない点、そして軍人系名家の支配は、エルギリ郡と共通する特徴である。

一方、地理的・経済的条件はむしろイブラードゥと共通する。東部黒海地方、特にトラブゾンより東方は、海岸沿いにわずかな平地があるのみで、そのすぐ背後には急な勾配が山脈へと続くため、農業に適した土地は限られている。そのため大農場経営が成立する

70) 1970年でも人口は2498人だった(Enhoş 1974: 284)。1950年代までにイブラードゥから多くの人々が国家公務員となってアンカラ、アンタルヤ、イズミル、イスタンブール、ブルサ、コンヤなどの主要都市に移住し、300から400戸の世帯が流出したという(İller Bankası 1956, 1: 258)。その後イブラードゥは、1990年に郷(bucak)から郡(ilçe)に昇格した。

71) さらに、ここではトラブゾン州出身の中に入れていないが、ベルリン条約(1878)によってロシアに併合されたバトゥム(現グルジア領バトゥーミ)は旧ラーズイスタン県の中心地であり、同郡出身者は4名いる。

72) Meeker 2002: 157-160; *ET*², s.v. "Rize," by Suraiya Faroqhi, 8: 566-567.

73) *Trabzon Vilâyeti Sâlnâmesi*, 1 (1286): 71. Repr., Kudret Emiroğlu, ed., *Trabzon Vilayeti Salnamesi*, 1869 (Trabzon: Trabzon İli ve İlçeleri Eğitim, Kültür ve Sosyal Yardımlaşma Vakfı, 1993), 150-151.

74) Aktepe 1951-52: 21-52. 地方名士の台頭とトゥズジュオール家の反乱については、Bryer (1969), Toumarkine (1995: 12-27), Meeker (2002: 171-181, 213-226)も参照。タンズイマート改革との関わりは、Çadırcı (1991: 197), Sarioğlan (1996: 34-45)参照。

条件はほとんどなかった。農業生産力には限界があり、豊かな富は常に外部に求めざるをえなかったのである。そのため、生活の資を得るために各地に出稼ぎに行くことは、この地域において一般的な慣習だった⁷⁵⁾。18世紀末頃からはイスタンブルへの移住の傾向が顕著になり (Güler 1999: 344-347)、それは今日にまで続いているのである。機会を求めて故郷を後にしたイスラーム法官たちもまた、これら出稼ぎ者や移民として外に出た人々と共通の文脈で理解することができよう。トラブゾン州東端のラーズィスターン県から法官が多いのは、その地の経済的条件の困難さと比例しているのである。

マドラサの普及に見られるように、東部黒海地方において教育への関心が高いのも、経済的条件が厳しく、機会を外に求めねばならないという背景と関係がある。ホパの人々については、1902年のトラブゾン州年鑑に「読み書きへの熱意においても他の地域にまさっている (okumak yazmak hevesinde dahi diğer mahallere müreccah)」と記されている⁷⁶⁾。このように、故郷における厳しい条件が人々を外へと駆り立てるなかで、多くのウラマーが輩出されてきた、という点で、東部黒海地方とイブラードゥとは共通している

のである⁷⁷⁾。

東部黒海地方には、エルギリ、イブラードゥと以上のような部分的な共通性があるにもかかわらず、法官の出身階層を比較した場合、重要な差異がある。サンプルにおいては、イブラードゥ生まれでは6割、エルギリ郡生まれでも2割が法官の子弟だったわけだが、黒海地方出身者の場合、法官を父にもつ者は1名しかいない。ウラマー層の出身者はエルギリよりは多いが、平均よりも少ない3割弱 (11名) である。そのうちの1人は、既にイスタンブルに移住してデルスィアーム (ders-i âm, モスクの教師)⁷⁸⁾ となっているが、この例と先の法官1名を除けば、あとはローカルなウラマーであり、教育に従事している者が多い⁷⁹⁾。ただし、「マドラサ教授」は1名のみで、3名が「ホジャ」としてのみ知られている。これらは固定的なポストをもたない教師または説教師を指していると考えられ、ウラマー層の中でも低い地位に位置すると見なすことができる。一方、地方の官吏が比較的多い (19%, 7名) のが目をつく。一人の郷の首長⁸⁰⁾ 以外は書記官や郡の実務担当官⁸¹⁾ であり、どちらかといえば下級の官吏といえるだろう。彼らの息子たちは法官になることによって、親の世代と比べてオス

75) 州年鑑には、コーカサス地方やルーマニアまで出かけて、商売をしたり、労働者 (rençber) やパン職人 (firncı) をしたりして稼いでいたことが書かれている (*Trabzon Vilâyeti Sâlnâmesi*, 20 (1320): 72, 80, 101, 273, 280, 286)。オフの住民もかつてルーマニアやクリミアまで商売のために出かけていたという (Meeker 2002: 99 n. 31). Cf. McCarthy 1979: 319-320.

76) *Trabzon Vilâyeti Sâlnâmesi*, 20 (1320): 286. 著名なオスマン朝経済史家 Mehmet Genç 氏はホパに属するアルハヴィの出身である。教育・学問重視の伝統が現在につながっている好例であろう。彼が筆者に語ったところによると、共和国初期にアルハヴィの住民は皆読み書きができたという。

77) この点については、Meeker (2002: 276) も指摘している。

78) イスタンブルのモスクで、マドラサ学生に講義をする教師のこと。秋葉 (1996) 参照。

79) 「その他」には、1名の小学校教師が含まれているが、これも地位の低いウラマーである可能性が高い。SA dos. 940 (Hopa-Arhavili Mehmed Celeleddin).

80) SA dos. 2465 (Ordu-Perşembeli Osman Nuri).

81) SA dos. 2408 (Ünyeli Abdülcelil Vehbi, 市場監督官の書記 [ihtisab kitabeti]); SA dos. 2553 (Hopa-Viçeli Ahmed Hamdi, 書記 [ketebeden]); SA dos. 3502 (Hopa-Arhavili Yakub Sabri, バグダード総督のもとで書記官). 実務担当官としては、十分の一税の担当官 (a'sâr me'mûru) を父親にもつ者が2名いるが、二人は兄弟なので父親は同一人物である (このような場合でも本研究は父親に関しては全て「延べ」で計算している) (SA dos. 1080, Ünyeli Mahmud Cemal; SA dos. 1456, Ünyeli Mehmed Nuri). 人口調査官 (nüfûs me'mûru) も一人含まれている (SA dos. 3070, Rizeli Emin Hilmi).

マン帝国のシステムの中でより高い地位に達することができたのである。

また、エルギリ郡出身者との相違は、軍人系の名士を親にもつ者が少ないという点にもある⁸²⁾。1869年のトラブゾン州年鑑を見てみると、地方評議会に選ばれた委員の多くが「アー」や「ベイ」であることに気付く。おそらくは彼らこそが、この地域に君臨していた有力名家の出身者なのである。しかし、この地域の法官の父親の称号／敬称の中にはそもそも「アー」は少なく(4名)、「ベイ」はない。むしろ識字層に対する敬称「エフェンディ」⁸³⁾が大半を占めること(23名, 64%)が目目される。「サンジャクターザデー(旗持ちの子)」や「カリヨンジュザーデー(ガレオン船員の子)」など軍と関わる家系名をもつ者もいるが、どれも村落部に住む「エフェンディ」、つまり村の識字層なのだった⁸⁴⁾。すなわち、先述のウラマー層や地方官吏も含む識字層は、地方社会の中では確かに名士的存在だったであろうが、彼らは有力な軍人系名家出身者ではなく、そのような有力家系に従属し、庇護下にあるような比較的弱小の家系(小名士)の出身者が多い、とい

う印象が強いのである⁸⁵⁾。

以上のように、東部黒海地方出身のイスラーム法官の、エルギリやイブラードゥ出身者との相違は明らかであるが、彼らの出自をより明確に特徴づけるのは村落部出身者の多さである。村出身の19名と郷出身の5名、計24名は、全体の3分の2に達する。このように、この地方出身の法官の出身階層は、これまでの事例に比して相対的に低いと行うことができよう。父親の職業・地位の情報がない者(「官職なし」)が比較的高い割合(10名, 28%)で含まれているのも、彼らの出身階層がそれほど高くないことを想像させる。

同時に、サンプル中のトラブゾン州出身者の中に法官の子弟が一人しか含まれていないという先に指摘した事実は、彼らのほとんど全員が法官職への新参者だったことを意味している。採用された時期を見ると第III期つまり1884年以降から特に増加していることから、法官職への参入は、エルギリ郡、イブラードゥと比べて最も遅く、19世紀半ば以降に本格化したと言えよう。

彼らの教育歴に関して言えば、2人を除く全員がイスタンブルで学問を修めている。新

82) 軍人系名士と見られるのはワクフサギール郷に属するアニファ(?) (Anıfa?) 村の地主 (ashâb-ı emlâk) のアレムダールザデー(「旗持ちの子」)・イスマイル・アーのみである (SA dos. 428, Vakf-ı Sagirli Hacı Ali Vehbi)。名士層出身に分類されているもう1名の父親は、リゼに属するヴァルトラル(?) (Vartlar?) 村の名士 (eşrafından) ベキル・エフェンディである (SA dos. 1380, Rizeli Mehmed Tevfik)。

83) 「エフェンディ」は当時においては読み書き能力のある者一般に対して付けられる敬称であった。それに対して「アー」は識字能力のない者に対する敬称であった。Heidborn 1908-12, 1: 185-186; Sâmi 1317-18, s.v. "efendi," "ağa."

84) メフメト・ネジブ (SA dos. 2474) は、「もともと家柄はスルメネの名家に属するアーヤーンザデーの出」であって、祖父が露土戦争に「旗持ち (sancaktâr)」として従軍したためサンジャクターザデーと呼ばれる家系の出である。ただし、その父親は村の船頭 (kapudan) であり、本家からは離れた傍系である印象を与える。カリヨンジュザーデー家のレシト・フェフミー (SA dos. 2417, Atina-Mapavrilî Reşid Fehmi) の父は、村出身のマドラサ教授だった。前出とは別のもう一人のアレムダールザデー家の法官の場合、父親の職業・地位は不明であるが、村出身で「エフェンディ」の尊称をもつ (SA dos. 2405, Rizeli Ali Rıza)。

85) 典型的な例は、バグダード総督としてその地のマムルーク勢力を倒したことで知られる「ラズ」・アリー・ルザー・パシヤの親戚 (müte'allikatundan) で、彼の随員として (refâketinde) 書記官を務めていたという、ホパ郡アルハヴィ郷に属する村の出身のメフメト・エフェンディ (ヤークブ・サプリーの父) である (SA dos. 3502)。アリー・ルザー・パシヤについては、とりあえず、Mehmed Süreyya (1308-11, 3: 568-569) 参照。

参者として法官職組織の中に地盤をもたなかった彼らが、教育と任用の機会が集中している首都に向かったことは容易に理解できる。さらに、約半数(17名)がナーイブ学院を卒業している。ナーイブ職の等級制において第3級以上に達した法官が13人(36%, 平均は28%)に上ることに示されているように、イスタンブルでの教育、とりわけナーイブ学院での修学は、彼らの社会的上昇を保証したのである。

ナーイブ学院の卒業生全体に対してトラブゾン州出身者は17%を占める。同州は、多数のエルギリ郡出身者を含むヤンヤ州をわずかに上回って州単位では最も多くの卒業生を輩出したのである(表6)。ここでも第I期にはとるに足らない数だったが、第II期から他を抜きん出て増加していることも、彼らが法官組織へ遅れて参入したことを物語っている。とくに重要なのは、1910年以降ナーイブ学院からほとんど姿を消すエルギリ郡、イブラードゥ出身者と対照的に、トラブゾン州は、帝国の最末期までナーイブ学院を通じて法官職に人材を送り続けていたという事実である。

このトラブゾン州は、イスラーム法官に限らず非常に多くのウラマーを輩出していた地域だった。例えば、1877年のオスマン朝国家年鑑によれば、イスタンブルのデルスィアームの中には、他のどの州よりも多くのトラブゾン州出身者が存在していた⁸⁶⁾。この

点もまた、イスラーム法官職にほとんど特化していたエルギリ・リボホヴァやイブラードゥ出身のウラマーと大きく異なる点である。確かに、アルハヴィなど一部の地域はイスラーム法官職に特化しているように見られるが、リゼ、ヘムシンなどの出身者にはデルスィアームも多い(Albayrak 1996, *passim*)。また、オフ郡からはイスラーム法官も現れているが、オフは、伝統的に教師や説教師などを多く輩出したことで知られている⁸⁷⁾。

さらに、トラブゾン州出身者はイルミエ制度以外でも顕著な活躍をしていた。表5に見られる通り、まず、新しい司法組織に人材を提供した法学校からは、1885年から1902年までの間に38人のトラブゾン州出身者が卒業している。その期間の全卒業生中に占める割合は5.0%であるが、全体の3分の1を占めるイスタンブルを除けば、州単位ではコンヤ、ヤンヤに次いで高い割合である。また、行政学院においては、同時期に卒業した729人中、トラブゾン州出身者は24人(3.3%)であるが、首都出身者が約半数を占めるなかで州単位ではやはり上位を占めている。帝国最末期の1910年から1915年の間にはトラブゾン州から26名(6.2%)が卒業し、30%に至るイスタンブルを除けば最も多くの卒業生を輩出した州となった(Çankaya 1968-71, 4: 1259-1666)⁸⁸⁾。このように、トラブゾン州の人々は全体としてきわめて外向的で、教育そして官職を求める強い指向性をもっていたの

86) *Sâlnâme-i Devlet*, 32 (1294): 181-194. また、筆者と同じく長老府文書館所蔵の履歴文書を利用してデルスィアームの研究をしている Erbay によると、19世紀末のデルスィアームの中には、トラブゾン州出身者が最も多く、次いでカスタモヌ州(黒海沿岸)、アンカラ州が多いという。Halil İbrahim Erbay, "Being Teachers in the Ottoman Traditional Education: Social Mobility and Career Pattern Among Istanbul *Dersîams* in the Late 19th Century," paper presented to a workshop entitled "Reproduction of Islamic Knowledge in the Ottoman Empire: Continuity and Change in the Islamic and Ottoman Traditions," organized by the research group "Knowledge and Society," under the Islamic Area Studies Project sponsored by Japanese Ministry of Education, Tokyo, October 2001.

87) サンプル中にオフ出身者は1名しか含まれていないが(SA dos. 283, Mustafa Zühdi), トラブゾン州出身のナーイブ学院卒業生全体の中では15人見られ、同州内の郡単位では、ホパ、アティナ、リゼに次いで多い。オフの「ホジャ」については、Meeker (2002)を参照。

である⁸⁹⁾。

数的に見れば、トラブゾン州出身者の活躍が際立っていたのは、やはりイルミエ制度においてであった。そしてとりわけ法官職において彼らは大きな成功を収めた。オスマン帝国の辺境に位置する村落部の出身者が、イスタンブルに渡り、ナーイブ学院を出て法官となることによって、帝国の国家機構の中に地位を確保したのである。こうして彼らは社会的上昇を実現させた。しかし、彼らが法官として成功することができたのは、彼らが遅れて帝国のシステムに参入したことの結果である。イスタンブルやイブラードゥ出身の人々の教育に対する指向からわかるように、ナーイブ学院は19世紀末において既に、帝国の高等教育機関間の序列の中で低位に位置づけられていた。そのため、新参者に対して門戸が広く開かれていたのである。トラブゾン出身者の法官職における成功はそのことと深く関連していたのである。

おわりに

オスマン帝国末期においてイスラーム法官を数多く輩出した4つの地域—イスタンブル、エルギリ郡、イブラードゥ、トラブゾン州—のそれぞれについて、法官が生み出された社会的背景を検討してきた。法官の出自は、各地域によって鮮やかに異なる特徴もっていた。すなわち、高位のウラマーの子弟が中心のイスタンブル出身の法官、地方名士層の出で、ナーイブ学院で教育を受けたエルギリ郡出身者、代々イスラーム法官を生業とし、徒弟制的伝統で養成されていたイブラードゥ出身者、主に村落部の識字層の出身

で、ナーイブ学院を通じてこの職業に遅れて参入してきたトラブゾン州出身者、という4つのタイプを見出すことができた。これらのタイプの相違は、各地域の経済的条件、社会的成層、文化的伝統、中央への統合の度合いといった要因に由来していた。

それでもこの4地域に共通するのは、マドラサ教育（トルコ語を媒介し、イスタンブルに中心性があるようなマドラサ文化）が普及していた点であり、また、イスタンブルは少し事情が異なるものの、生活の資を得る手段が限られていたという条件である（イスタンブルでは逆に、生活上の必要が生じたウラマーが法官職を選ぶという構図があった）。これら二点は、当然ながら法官職の特性に関係している。法官の組織は、マドラサ教育と、その延長線上にある法廷での見習いや、ナーイブ学院での教育に支えられていたものであり、また、法官職は給与を伴う官職、ただし出身地以外の地方を転々とする官職なのであった。逆に言うと、マドラサ教育が盛んな地域であっても、例えばコンヤやカイセリのように、それ自体が中心性をもち様々な収入獲得手段に恵まれているような町からは、法官はほとんど現れなかったのである。

イスラーム法官職がマドラサ教育に支えられていたということは、裏を返せば、それに比べれば新式学校での教育は必ずしも必要とされていなかったということでもある。ナーイブ学院は新式学校と近い性格を持ち合わせていたが、その入学の条件は、アラビア語文法、論理学、修辞学、法学の基礎など、マドラサ教育に則した内容の試験に合格することであった（Akiba 2003: 139, n. 63）。つまりナーイブ学院入学の際には、新式学校での教

88) 1860年から1949年までの行政学院卒業生に占める黒海地方出身者（カスタモヌ、ボルなども含む）の数が、時代を通じて比較的高い割合を保っていることを、Szyliowicz (1971: 378) が指摘している。

89) 小松香織によれば、トラブゾン州出身者は海軍や官営汽船の人員にも多く含まれていたという。小松香織「オスマン帝国末期の海運と黒海沿岸民—「トルコ海運」史料の分析を通して」日本中東学会第19回年次大会（大分、2003年5月）における口頭発表。

育は必ずしも要求されなかったのである。それに対して、本稿でも比較の対象にしてきた行政学院の場合、入学するためには、附属の高等学校を始めとする新式学校で中等教育を修了していなくてはならなかった（Çankaya 1968-71, 1: 225-229）。また法学校では、オスマン語、アラビア語基礎文法、論理学、地理、算術、歴史の知識を問う入学試験によって学生が選抜され、学歴は条件ではなかったが、実質的には新式学校での教育内容の修得が求められていた⁹⁰⁾。以上の比較は、ナーイブ学院の求める学力基準が他の二校と比べて必ずしも劣っていたということの意味はしないが、末期オスマン帝国が作り出した新しいシステムへの統合の度合い、つまりその中央集権的なシステムの中での位置づけという点では、ナーイブ学院が決して中心に存在しなかったことを示している。行政学院、法学校、ナーイブ学院の間に存在する序列は、各学校に対応する職種—地方行政官職などの文官職、制定法裁判所制度下の司法官職、そしてイスラーム法官職—の間の関係の反映でもある。法官職は、イルミエの組織の中では、おそらく長老府内の管理職に次いで高いステータスと威信を有する職種であったが、帝国の官僚機構の中では、給与や身分保障などの待遇面から見て最上層にあったわけではなかった。そして、末期オスマン帝国の新しいシステムにおいて、そのステータス、権限、権力といった点から見て、地方行政官職や司法官職よりも上位には位置づけられていなかったのである。

オスマン帝国官僚機構における法官職のこのような位置づけは、人々の法官職に対する志向性を左右する重要な条件であった。オスマン帝国中央に緊密に統合され、改革の影響を強く受けていた地域の住民は、法官職ではなく、より新しいタイプの社会的上昇の機会をめざす傾向があったということが出来る。

このことがかえって、周縁地域の住民に法官組織に参入する余地を与えたのである。それによって結果的にエルギリヤやトラブゾン州といった、19世紀初頭まで帝国中央に緩やかな形でのみ統合されていた地域の人々が、法官組織を通じて帝国のシステムの中に地位を占めることができたのであり、また、それは、イブラードゥの人々が永らく法官職で確固たる地位を維持しえた理由であると同時に、彼らが19世紀末から新しい官職へと移っていった理由でもある。

そして、1910年代には、この趨勢はますます如実となる。表1, 2, 3については第IV期のサンプル数が少ないため、必ずしも信頼性が高くないとしても、表6のナーイブ学院卒業生全体の傾向がそれを明らかに示している。すなわち、1910年以後新たに法官に採用された者の中から、イスタンブル、エルギリ郡、そしてイブラードゥ出身者がほとんど姿を消し、彼らに代わって、トラブゾン州を初めとするアナトリア地方の出身者が法官組織の中で大半を占めるようになった。もともとナーイブ学院ではなく域内の教育の中心地で修学する傾向が強かったアラブ地域出身者は、ナーイブ学院卒業の原則が厳密化されることによって、新規採用からほとんど閉め出されてしまった。また、イスラーム法官を父にもつ法官(71名)は、サンプル中においては、イスタンブル(22)、イブラードゥとギョデネ(22)でとくに多く、次いでエルギリとリボホヴァ(7)及びアラブ地域(9)である。この点を考慮すれば、これらの地域出身者のほとんどいない1910年以降のナーイブ学院卒業生の大多数は、法官組織への新参者だったと推定できるであろう。さらに、サンプルでは第IV期に村落部出身者が7割を占め(全体では38%)、農民層出身者も13%(全体では2%)含まれていることは、ナーイブ学院卒業生がほとんどを占めるこの時期

90) “Hukük Mektebi Nizâmnâmesi,” art. 14, *Düstûr*, 4: 446-447.

の新規採用者全体の傾向として、比較的社会的地位の低い階層の出身者が多く参入するようになった、と結論づけることができるだろう。

以上の考察から、オスマン帝国末期イスラーム法官組織の主要な特質を明らかにすることができた。しかし、ここで採り上げた4つのタイプのほかに、主に出身地域内にとどまって法官職に従事するという、アラブ地域出身法官に特徴的に見られるもう一つのタイプが存在することを指摘しておかねばならない。このタイプの法官に関しては、稿を改め

て論ずることになろう⁹¹⁾。また、法官以外のウラマーの出自も検討していくことで、帝国末期のウラマー層を総体的に理解することが可能になるであろう。さらに、本稿では比較の対象として行政学院と法学校の卒業生にしばしば言及したが、それらの卒業生の主な進路である地方行政官や司法官などについても、本稿と同様に出身地ごとにその担い手の分析がなされると、末期オスマン帝国の官僚組織の特質とともに、社会移動や統合の諸相が、より一層明らかになるであろう。

参 考 文 献

1. 文書史料

総理府オスマン文書館 (Başbakanlık Osmanlı Arşivi, BOA)

Şura-yı Devlet Evrakı

イスタンブル・ムフティール局附属長老府文書館 (İstanbul Müftülüğü Meşihat Arşivi)

Sicill-i Ahvâl Dosyaları (SA dos.)

Sicill-i Ahvâl Defterleri (SA def.)

Defter (D/I) (長老府文書館に属するガシャリーア法廷台帳文書館に配置されている台帳)

2. オスマン政府刊行物

法令集

Düstür: First Series. 4 vols. and 4 suppl. İstanbul: Matba'a-i Âmire, 1289-1302.

年鑑・公報

Ceride-i İlmiyye (İstanbul).

İlmiyye Sâlnâmesi. İstanbul: Matba'a-i Âmire, 1334.

Sâlnâme-i Devlet (İstanbul).

Sâlnâme-i Nezâret-i Ma'ârif-i Umûmiyye (İstanbul).

Trabzon Vilâyet Sâlnâmesi (Trabzon).

統計

Devlet-i Aliyye-i Osmâniyye'nin Bin Üç Yüz On Üç Senesine Mahsûs İstatistik-i Umûmisidir. İstanbul: Âlim Matba'ası, 1316.

3. その他刊行文献

Agmon, Iris. 2004. "Social Biography of a Late Ottoman *Shari'a* Judge." *New Perspectives on Turkey*, 30: 83-113.

秋葉 淳 1996. 「オスマン朝末期イスタンブルのメドレセ教育—教育課程と学生生活」『史学雑誌』105 (1): 62-84.

——— 1998a. 「アブデュルハミト二世期オスマン帝国における二つの学校制度」『イスラム世界』50: 39-63.

——— 1998b. 「オスマン帝国近代におけるウラマー制度の再編」『日本中東学会年報』13: 185-214.

——— 2003. 「オスマン帝国近代のイスラーム法官—任命制度・教育・出自の変容」博士論文, 東京大学.
Akiba Jun. 2003. "A New School for Qadis: Education of the *Sharia* Judges in the Late Ottoman

91) 秋葉 (2003: 158-168) や Agmon (2004) などを参照。

- Empire.” *Turcica*, 35: 125-163.
- . 2005. “From *Kadı* to *Naib*: Reorganization of the Ottoman Sharia Judiciary in the Tanzimat Period.” *Frontiers of Ottoman Studies*, 2 vols. (Colin Imber and Keiko Kiyotaki, eds.), 1: 43-60. London: I. B. Tauris.
- Aktepe, Münir M. 1951-52. “Tuzcu Oğulları İsyanı.” *Tarih Dergisi*, 3 (5-6): 21-52.
- Albayrak, Sadık. 1996. *Son Devir Osmanlı Uleması*, 2nd ed., 5 vols. İstanbul: İstanbul Büyükşehir Belediyesi.
- Baltaoğlu, Ali Galip. 1998. *Atatürk Dönemi Valileri (29 Ekim 1923-10 Kasım 1938)*. Ankara: Ocak Yayınları.
- Bilici, Faruk. 1995. “Les archives du Şeyh’ül-Islam en tant que source de l’histoire de la fin de l’Empire ottoman.” *Histoire économique et sociale de l’Empire ottoman et de la Turquie (1326-1960): Actes du sixième congrès international tenu à Aix-en-Provence du 1er au 4 Juillet 1992* (Daniel Panzac, ed.), 27-34. Paris: Peeters.
- Bingöl, Sedat. 1998. “Nizamiye Mahkemelerinin Kuruluşu ve İşleyişi, 1840-1876.” PhD diss., Akdeniz Üniversitesi.
- Blake, Corinne. 1991. “Training Arab-Ottoman Bureaucrats: Syrian Graduates of the *Mülkiye Mektebi*, 1890-1920.” PhD diss., Princeton University.
- Bryer, Anthony. 1969. “The Last Laz Risings and the Downfalls of the Pontic Derebeys, 1812-1840.” *Bedi Kartlısa, Revue de Kartvéologie*, 26: 191-210.
- Clayer, Nathalie. 2000. “Les cadis de l’après Tanzimat: L’exemples des cadis originaires d’Ergiri et Libohova.” *Turcica*, 32: 33-58.
- Çadırcı, Musa. 1991. *Tanzimat Döneminde Anadolu Kentleri’nin Sosyal ve Ekonomik Yapıları*. İstanbul: TTK.
- Çankaya, Mücellidoğlu Ali. 1968-71. *Yeni Mülkiye Târîhi ve Mülkiyeliler*. 8 vols. Ankara: Mars Matbaası.
- Ekinci, Ekrem Buğra. 2004. *Osmanlı Mahkemeleri: Tanzimat ve Sonrası*. İstanbul: Arı Sanat.
- Enhoş, Mustafa. 1974. *Bütün Yönleriyle Akseki ve Aksekililer*. İstanbul: n.p.
- Faroghi [Faroqhi], Suraiya. 1973. “Social Mobility among the Ottoman ‘Ulemâ in the Late Sixteenth Century.” *International Journal of Middle East Studies*, 4: 204-218.
- Findley, Carter Vaughn. 1989. *Ottoman Civil Officialdom: A Social History*. Princeton: Princeton University Press.
- Gawrych, George Walter. 1980. “Ottoman Administration and the Albanians, 1908-1913.” PhD diss., University of Michigan.
- Güler, İbrahim. 1999. “XVIII. Yüzyılda Trabzon’un Sosyal ve Ekonomik Durumuna dair Tesbitler.” *Cumhuriyet’in 75. Osmanlı Devleti’nin 700. Yılında Trabzon Tarihi İlmî Toplantısı (6-8 Kasım 1998), Bildiriler* (Kemal Çiçek et al, eds.), 327-349. Trabzon: Trabzon Belediyesi.
- Güran, Tefkik, ed. 1997. *Osmanlı Devleti’nin İlk İstatistik Yıllığı 1897*. Ankara: T. C. Başbakanlık Devlet İstatistik Enstitüsü.
- Heidborn, Adolf. 1908-12. *Manuel de droit public et administratif de l’Empire ottoman*, 2 vols. Vienne and Leipzig: C. W. Stern.
- Hudson, Pat. 2000. *History by Numbers: An Introduction to Quantitative Approaches*. London: Arnold.
- 今澤浩二 1995. 「オスマン朝初期におけるウレマー制の展開」『イスラム世界』45: 1-28.
- 石丸由美 2002. 「オスマンルルックとアルバニア人—「オスマン国民」理念の受容の問題をめぐって」『史学』71 (2-3) : 73-91.
- Itzkowitz, Norman. 1969. “‘Kimsiniz Bey Efendi,’ or a Look at Tanzimat through Namier-Colored Glasses.” *Near Eastern Round Table, 1967-68* (R. Bayly Winder, ed.), 41-52. New York: New York University.
- Itzkowitz, Norman, and Joel Shinder. 1972. “The Office of Şeyh ü-Islâm and the Tanzimat: A Prosopographic Enquiry.” *Middle Eastern Studies*, 8: 93-101.
- İller Bankası. 1956. *Belediyelerimiz*. Ankara: İller Bankası.
- İz, Mahir. 1990. *Yılların İz*, 2nd ed. İstanbul: Kitabevi.
- Karpat, Kemal H. 1985. *Ottoman Population, 1830-1914: Demographic and Social Characteristics*. Madison: University of Wisconsin Press.
- Kreiser, Klaus. 1989. “Süß-bittere Erinnerungen an Rumelien... Türkische Dichter, Bürokraten, Ulema und Politiker aus Südosteuropa.” *Südosteuropa-Jahrbuch, 19: Die Staaten Südosteuropa und die Osmanen* (Hans Georg Majer, ed.), 271-280. München: Selbstverlag der Südosteuropa-Gesellschaft.
- Kushner, David. 1994. “Career Patterns among the Ulema in the Late Nineteenth and Early Twentieth Centuries.” *Tanzimat’ın 150. Yıldönümü Uluslararası Sempozyumu: Ankara, (31 Ekim-3 Kasım 1989)*,

- 165-171. Ankara: TTK.
- Külçe, Süleyman. 1944. *Osmanlı Tarihinde Arnavutluk*. İzmir: n.p.
- 松尾有里子 1996. 「オスマン朝中期におけるウレマー—専門職業的ヒエラルヒーの形成とその担い手たち」『お茶の水史学』39: 45-74.
- McCarthy, Justin. 1979. "Age, Family and Migration in Nineteenth-Century Black Sea Provinces of the Ottoman Empire." *International Journal of Middle East Studies*, 10: 309-323.
- Meeker, Michael E. 2002. *A Nation of Empire: The Ottoman Legacy of Turkish Modernity*. Berkeley and Los Angeles: University of California Press.
- Mehmed Süreyya. 1308-11. *Sicill-i Osmânî yâhûd Tezkire-i Meşâhîr-i Osmâniyye*. 4 vols. İstanbul: Matba'â-i Amire.
- 三浦 徹 1998. 「19世紀ダマスカスのイスラム法廷文書(1) —サーリヒーヤ法廷をめぐる人間関係」『東洋文化研究所紀要』135: 147-227.
- . 2004. 「当事者の世界と法廷の世界—イスラーム法における契約」『比較史のアジア 所有・契約・市場・公正』(三浦徹・岸本美緒・関本照夫編), 113-140. 東京大学出版会.
- 永田雄三 1969. 「マフムート二世の中央集権化政策の一端—アーヤーン、デレベイ対策をめぐる」『オリエント』12 (34): 149-168.
- . 2001 「オスマン帝国における近代教育の導入: 文官養成校(ミュルキエ)の教師と学生たちの動向を中心に」『駁台史学』111: 63-90.
- Özkaynak, Kemal. 1954. *Akseki Kazası: Tarih - Coğrafya - Turizm - Biyografya*. Ankara: Akgün Matbaası.
- Popovic, Alexandre. 1986. *L'Islam balkanique: Les musulmans du sud-est européen dans la période post-ottomane*. Wiesbaden: Otto Harrassowitz.
- Riza, Emin. 1978. *Gjirokastra: Ville - Musée*. Tirana: Editions «8 Nëntori».
- Roded, Ruth. 1983. "Ottoman Service as a Vehicle for the Rise of New Upstarts among the Urban Elite Families of Syria in the Last Decades of Ottoman Rule." *Asian and African Studies*, 17: 63-94.
- . 1986. "Social Patterns Among the Urban Elite of Syria During the Late Ottoman Period (1876-1918)." *Palestine in the Late Ottoman Period: Political, Social and Economic Transformation* (David Kushner, ed.), 146-171. Jerusalem: Yad Izhak Ben-Zvi, Leiden: E. J. Brill.
- Sâmi, Şemseddin. 1306-16. *Kâmûsu'l-A'lâm*. 6 vols. İstanbul: Mihrân Matba'ası. Repr. Ankara: Kasgar Neşriyat, 1996.
- . 1317-18. *Kâmûs-ı Türkî*. 2 vols. İstanbul: İkdâm Matba'ası. Repr. İstanbul: Enderun Kitabevi, 1989.
- Sarıoğlu, E. Esin. 1996. "Tanzimat'ın Trabzon'da Uygulanması (1839-1856)." Master's Thesis, Karadeniz Teknik Üniversitesi.
- Strauß, Johann. 1995. "Das Vilayet Janina 1881-1912 - Wirtschaft und Gesellschafts in einer "geretteten Provinz"." *Türkische Wirtschafts- und Sozialgeschichte (1071-1920): Akten des IV. internationalen Kongresses, München 1986* (Hans Georg Majer and Raoul Motika, eds.), 297-313. Wiesbaden: Harrassowitz.
- Sümbül, Ali. 1989. *Evlîya Çelebi gibi Geze Geze Akseki Kazası ve Köyleri*. İstanbul: Yayıncılık Matbaası.
- Szyliowicz, Joseph. 1971. "Elite Recruitment in Turkey: The Role of the Mülkiye." *World Politics*, 23 (3): 371-398.
- . 1975. "Changes in the Recruitment Patterns and Career-lines of Ottoman Provincial Administrators during the Nineteenth Century." *Studies on Palestine during the Ottoman Period* (Moshe Ma'oz, ed.), 249-283. Jerusalem: Magnes Press.
- Şahankaya, Kemal Naci. 1977. *Çeşitli Yönleriyle İbradı*. İzmir: n.p.
- Toumarkine, Alexandre. 1995. *Les Lazes en Turquie (XIXe-XXe siècles)*. İstanbul: ISIS.
- . 2000. "Oulémas originaires du Lazistan, d'Adjarie, de Circassie et du Daguestan pendant les dernières décennies de l'Empire Ottoman (fin XIXème siècle - début XXème siècles): Approche préliminaire." *Caucassia between the Ottoman Empire and Iran, 1555-1914* (Raoul Motika and Michael Ursinus, eds.), 49-67. Wiesbaden: Reichert.
- Uzunçarşılı, İsmail Hakkı. 1971. "Kadı Abdurrahman Paşa." *Belleterin*, 35 (138-139): 246-302, 409-451.
- Yazbak, Mahmoud. 1995. "Strife among the Social Elite in Haifa 1870-1914, The Traditional Elite versus a New Rising Elite: Based Upon the Sijill of the Shari'a Court." *Histoire économique et sociale de l'Empire ottoman et de la Turquie (1326-1960): Actes du sixième congrès international tenu à Aix-en-Provence du 1er au 4 Juillet 1992* (Daniel Panzac, ed.), 539-554. Paris: Peeters.
- . 1997. "Nabulsi Ulama in the Late Ottoman Period, 1864-1914." *International Journal of Middle*

- East Studies*, 29: 71-91.
- . 1998. *Haifa in the Late Ottoman Period 1864-1914: A Muslim Town in Transition*. Leiden: Brill.
- Ze'evi, Dror. 1998. "The Use of Ottoman Shari'a Court Records as a Source for Middle Eastern Social History: A Reappraisal." *Islamic Law and Society*, 5 (1): 35-56.
- Zerdeci, Hümeýra. 1998. "Osmanlı Ulema Biyografilerinin Arşiv Kaynakları (Şer'iyye Sicilleri)." Master's Thesis, İstanbul Üniversitesi.
- Zilfi, Madeline C. 1983a. "Elite Circulation in the Ottoman Empire: Great Mollas of the Eighteenth Century." *Journal of Economic and Social History of Orient*, 26: 318-364.
- . 1983b. "The *İbniye* Registers and the Ottoman Medrese System Prior to the Tanzimat." *Collection Turcica III: Contributions à l'histoire économique et sociale de l'Empire ottoman* (Jean-Louis Bacqué-Grammont et Paul Dumont, eds.), 309-327. Leuven: Éditions Peeters.
- . 1988. *The Politics of Piety: The Ottoman Ulema in the Postclassical Age (1600-1800)*. Minneapolis: Bibliotheca Islamica.